

山梨県甲斐市大垈【ミライズステージ大垈第2期】全10区面周辺レポート 20251022013233085343



液状化・洪水浸水・土砂災害などハザード情報のまとめ

対象地点 甲斐市大垈付近



住まいの窓口近鉄難波カウンター 本店 住まいの窓口不動産(株)

大阪府大阪市中央区難波4丁目1-15近鉄難波ビル1階(1階Regus受付) 0120-847-199

https://www.sumai77.com

【山梨県甲斐市:ミライズステージ分譲地(専属仲介事業部):第2

ユニット】

▷山梨県甲斐市2Fカウンター◁

ダイトースターレーン隣:「ハードオフ甲斐双葉店」(2階)

「土地調査レポート」のご利用について

はじめに

本規約は、アットホーム株式会社(以下、「当社」といいます。)が提供する周辺調査レポート(以下「本レポート」といいます。)の利用に関して生じるすべての関係に適用されるものとします。なお、本規約において、「利用者」とは、当社が提供するサービスである「不動産データプロ」を利用し本レポートを取得する者を指します。また、「利用者の顧客」とは、利用者より本レポート又は本レポートにかかる情報の提供を受ける者を指します。

第1条 (レポートの性質)

- 1. 本レポートは、公的機関等により公開されている情報及び国際航業株式会社(以下、「提供兼許諾者」といいます。)が提供する情報(以下、「基礎情報」といいます。)を整理し、まとめたものです。なお、基礎情報は、当社が提供兼許諾者より提供及び許諾を受けて本レポートの作成に利用するものであり、現地調査を行って作成したものではありません。よって、その性質上、内容が必ずしも的確でない場合がありますので、以下の点に注意のうえ自己の判断に基づいてご利用ください。
- ①基礎情報の整備時点及び整備縮尺の違いやメッシュ化処理による誤差等の理由により、指定地点の現況が十分に反映できていない場合があること。
- ②基礎情報には、過去に遡ってさまざまな地域で作成されたものが混在しているため、基礎情報の整備後の開発、あるいは被災等で、地形、土地条件、構造物、周辺建物等が変化している 場合があること。
- ③本レポートは、あくまでも地理・地形的な要素に基づいて作成しているため、各種施設の整備状況や行政による施策・制限など、地形以外の要因で評価の内容が変わることも考えられる こと。
- ④行政コードによる集計に関しての統計値は、提供兼許諾者が独自の按分推計処理を行っているため、他の機関等が提供するものとは異なっている場合があること。
- 2. 本レポートは、利用者又は利用者の顧客が必要とするすべての情報を含むことを意図したものではありません。
- 3. 本レポートに記載されているデータ等は、独自の情報源及び方法に基づき収集したものであり、行政機関を含む他の機関等が提供する同様のデータとは異なっている場合があります。 第2条 (著作権等)

本レポートで表示又は出力される文章、画像、プログラム等のデータ、その他すべてのコンテンツに関する著作権等の権利は、当社、提供兼許諾者又はこれらのデータ等を当社若しくは提供 供兼許諾者に提供する第三者(以下、「権利元」といいます。)にそれぞれ帰属しています。但し、本レポートの表紙が利用者オリジナルデザインの場合及び「ご挨拶」ページがある場合 、その部分のデザイン、文章、画像等の利用者が本レポートに追加掲載した内容に関する著作権等の権利は利用者に帰属します。

第3条(引用・転載資料について)

- 1. 本レポートでは、基礎情報の提供元(提供兼許諾者及び権利元をいい、以下本条において同様とします。) の出所を明示して引用又は転載した地図及び説明資料があります。
- 2. 引用・転載資料に関しては、書面であるか電子媒体であるかを問わず、基礎情報の提供元が著作権その他のデータに関する権利を有しており、本レポートに使用することの許諾のみを 得ています。

第4条(遵守事項)

- 1. 利用者及び利用者の顧客は、次に定める行為を行ってはならないものとします。
- ①当社、提供兼許諾者及び権利元の著作権その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- ②本レポートの全部又は一部について、第三者に販売又は貸与する行為。
- ③本レポートの全部又は一部について、利用者及び利用者の顧客以外の第三者に対して公開又は公衆送信する行為。
- ④本レポートの全部又は一部について、宅地建物取引業法第三十五条の重要事項の説明等の根拠とする行為。
- ⑤本レポートに含まれる出典元の記載を改変、削除等をする行為。
- ⑥本レポートに記載されたシリアル番号を改変、削除等をする行為。
- 2. 利用者は、利用者の顧客へ本レポートにかかる情報を提供するにあたって、当社の事前の承諾なく、本レポートの内容の全部若しくは一部を翻案又は改変をしてはならないものとします (翻案又は改変の内容によっては、提供兼許諾者より許諾を得る必要が生じるため、利用者に対する承諾に時間を要する場合があります。当社に承諾を求める場合は時間に余裕をもって ご連絡ください。)。なお、承諾にあたって当社が条件若しくは制限を付した場合には、これを遵守するものとします。
- 3. 利用者は、前項に基づいて翻案又は改変をする場合であっても、本レポートに含まれる数値、地図、図表、グラフ(これらの情報の出典元を含みます。)については、いかなる翻案、 改変又は削除をも行ってはならず、また、これらの情報及び出典元の記載の近接の箇所に、本レポートに記載のシリアル番号を明示的に表示しなければならないものとします。

第5条(免責事項)

- 1. 本レポートは、情報提供のみを目的として作成したものであり、特定の不動産の売買・賃貸借及び投資の推奨、勧誘又は申込みを目的としたものではありません。また、個々の利用者又は利用者の顧客のニーズや不動産売買・賃貸借・投資の目的、財務状況等を考慮して作成しているものではありません。
- 2. 当社、提供兼許諾者及び権利元は、本レポートで提供する内容について、その有用性、有効性、正確性、信頼性、最新性、網羅性及び利用者又は利用者の顧客が本レポートを入手する 目的への合目的性をなんら保証するものではありません。
- 3. 当社は、本レポートを利用したこと、又は本レポートに依拠したことによる結果のいかなるもの(直接・間接の損失、逸失利益及び損害を含むがこれらに限られない)についても一切 責任を負わないとともに、本レポートを直接・間接的に受け取るいかなる個人・法人に対しても法的責任を負うものではありません。
- 4. 利用者又は利用者の顧客は、本レポートに記載の地点にかかる不動産の各種取引を行うにあたっては、当該不動産及び近辺にかかる現況並びに行政機関等の第三者が提供する情報を必要に応じて自ら確認したうえで取引を行うものとし、本レポートに記載の情報のみを拠り所とし、これらの確認を怠ったことにより生じた損害については、当社、提供兼許諾者及び権利元は、一切の賠償責任を負わないものとします。
- 5. 本レポートにより提供したデータ、表、グラフの表示・表現・体裁・内容等は提供後に予告なしに変更されることがあります。その場合であっても、当社及び提供兼許諾者は本レポートに含まれる情報等を更新する義務を負うものではありません。
- 6. 本レポートの表紙が利用者オリジナルデザインの場合及び「ご挨拶」ページがある場合、その部分に関するすべての掲載内容は、利用者の責任において作成、掲載されたものであり、 当社及び提供兼許諾者は内容の正確性・信頼性について、なんら保証をするものではなく、一切の責任を負わないものとします。

筆6条(進枷法及び管轄裁判所)

この利用規約に関する準拠法は日本法とし、訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則 本規約は2021年6月17日より適用します。

以上

住まいの窓口近鉄難波カウンター 本店 住まいの窓口不動産(株)

◇マンション・新築戸建て・注文住宅・中古戸建・リフォーム&リノベーションの一軒家のマイホーム購入を全力サポート致します◇売却・買取査定・相続ご売却支援お任せください◇●地下鉄各線なんば駅から徒歩約1分の「住まいの窓口近鉄難波カウンター」へ是非お気軽にお立ち寄り下さいませ!●店舗近隣の有料提携駐車場もございます!◆新型コロナウイルス感染防止対策を徹底してお客様の安全を第一にお迎えしております◆◆ZOOM(ズーム)オンライン来店【非対面・非訪問】・不動産のご相談◆◆LINEで気軽に無料相談◆(LINE公式アカウント「住まいの窓口」)・LINEアプリを開き、「友達ID検索」などの検索ボックスに、ID→ @821gfauh を入力して検索◆【不動産売却無料査定・買取無料査定】非訪問・非来店の※『売却・買取査定:ZOOM(ズーム)オンライン査定実施しております』

住所	大阪府大阪市中央区難波4丁目1-15近鉄難波ビル1階(1階Regus受付)	電話番号	0120-847-199
免許番号	大阪府知事免許(1)第62357号	所属団体	(一社)大阪府宅地建物取引業協会
保証協会	(公社)全国宅地建物取引業保証協会		

担当者からのご挨拶



住まいの窓口 近鉄難波カウンター【大阪なんば本社】

代表取締役CEO 保坂 仁

- ◇新築戸建て・注文住宅・中古戸建・中古マンション・リフォーム&リノベーションの一軒家&マンションのマイホーム購入を全力サポート致します!
- ◇売却・買取査定・相続ご売却支援お任せください◇
- ●地下鉄各線なんば駅から徒歩約1分の「住まいの窓口近鉄難波カウンター」へ是非お気軽にお立ち寄り下さいませて
- さいませ! ●店舗近隣の有料提携駐車場もございます!
- ◆新型コロナウイルス感染防止対策を徹底してお客様の安全を第一にお迎えしております◆
- ◆ZOOM(ズーム)オンライン来店【非対面・非訪問】・不動産お住まい探しのご相談◆
- ◆LINEで気軽に無料相談◆ (LINE公式アカウント「住まいの窓口」)
- ◆【不動産売却無料査定・買取無料査定】非訪問・非来店の※『売却・買取査定: ZOOM (ズーム) オンライン査定実施しております』

皆様のご来店を心よりお待ち致しております!

土地に関する情報のまとめ

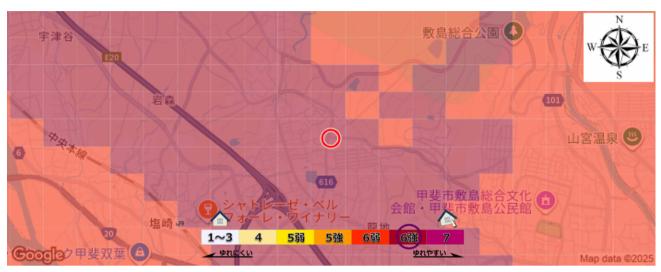
...P1 糸魚川ー静岡構造線断層帯(全体が同時に活動) で地震発生時の 予測最大震度は、 震度6強です。 Ⅰ活断層 ...P2 13km です。 最も近くの活断層までは 約 . 液状化の可能性 · · · P3 液状化の可能性はありません。 津波浸水深 ...P4~P5 都道府県想定で想定される浸水深は 南海トラフ地震では です。 浸水の可能性 ...P6~P8 366. 0m です。 標高は です。 想定される想定最大規模の浸水深は です。 想定される計画規模の浸水深は に指定されています。 対象地点は 土砂災害の可能性 ...P9 災害レッドゾーン · · · P10 ▋周辺の避難場所・避難所 · · · P11 双葉東小学校体育館 です。 最も近い避難場所は 双葉東小学校体育館 最も近い避難所は です。 土壌汚染の可能性 (対象地点から半径1km範囲内) · · · P12 指定区域はありません。 土壌汚染対策法の 土地の履歴 · · · P13~P17 🖺 土地の地形分類 ...P18 - タや前提条件、判定手法の違いなどによって他の機関が公表している結果と異なる場合があり、また、データの更新や手法の精度向上などによって同じ

※上記1~7は、出典のデータや前提条件、判定手法の違いなどによって他の機関が公表している結果と異なる場合があり、また、データの更新や手法の精度向上などによって 地点でも更新前と異なる結果になる場合があります。ご利用にあたっては本レポートの記載内容のみでなく自治体等他機関が公表している情報も併せてご確認ください。

地震発生時のゆれやすさ

想定される地震を震度階の大きい順に上位3つ示します。

1 糸魚川一静岡構造線断層帯(全体が同時に活動) で地震発生時の予測最大震度は 震度 6 強 です



<上記地震について>

糸魚川ー静岡構造線断層帯(全体が同時に活動)の活動により発生が予想される地震です。

耐震性の低い建物では傾いたり倒れるものが多くなります。耐震性の高い建物でも、壁などにひび 割れ・亀裂が発生します。

2 *

糸魚川一静岡構造線断層帯(中北部と中南部と南部が同時に活動)

震度6強

3

震度6強





解説

- ・「ゆれやすさ」とは、地震による地表面のゆれやすさを示します。一般的に、同じ地震でも平野や川に沿った地域、人工的に土を 盛った造成地など、地表面(表層地盤)が軟らかい場所は、固いところよりも揺れやすい傾向にあります。
- ・表層地盤データを元にゆれやすさを計算しています。

注意

・出典のデータや前提条件、判定手法の違いなどによって他の機関が公表している結果と異なる場合があり、また、データの更新 や手法の精度向上などによって同じ地点でも更新前と異なる結果になる場合があります。ご利用にあたっては、本レポートの記載 内容だけでなく、必ず地方自治体等他の機関が公表しているハザードマップなども併せてご確認ください。

<出典> 地震発生時のゆれやすさ(2021)/国際航業㈱

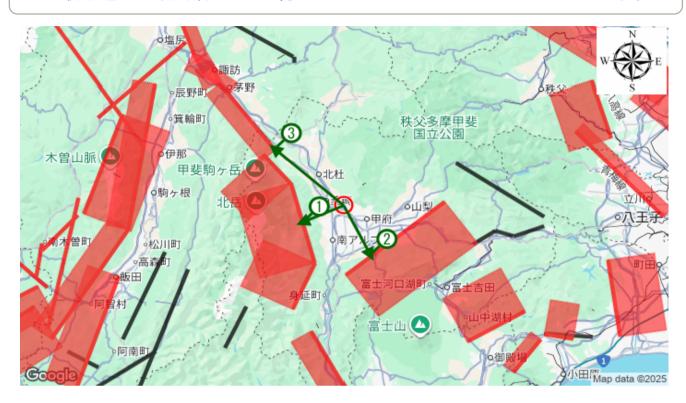
※「地震ハザードステーション/防災科学技術研究所」が公表する表層地盤データ等を用いて「距離減衰式kanno et al(2006)」、「計測震度算出式 Morikawa and Fujiwara(2013)」の文献等を参考に国際航業㈱が独自に解析し作成したものです。

最も近い活断層を3つ示します。

最も近くの活断層までは 約

13km

です。



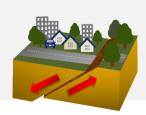
NO	断層名称	対	象地点と活断層の 距離関係		地震の規模 (マグニチュード)
1	糸魚川 - 静岡構造線断層帯南部	約	13km	M	7. 0
2	曽根丘陵断層帯	約	16km	M	6.8
3	糸魚川 - 静岡構造線断層帯中南部	約	25km	M	6.8

- ・地震は、断層が動くことによって起こります。活断層とは、くり返し活動し、将来も活動する可能性が高い断層です。活断層の近くでは、 地震の規模が小さくても震源が浅く、被害が大きくなる可能性があります。なお、活断層の活動周期は断層によって異なりますが、 干年~数千年程度の間隔のものもあれば、1万年程度の間隔のものも存在します。
- ・活断層は、地震調査研究推進本部により活動性が高く、社会的、経済的に大きな影響を与えるような地震を 起こすと考えられる「主要活断層帯」とそれ以外の「その他活断層」に分類されています。

解説

本サービスでは、出典元に基づき「主要活断層帯」を赤色、「その他活断層」を黒色で表示しています。また、 地表面に対して垂直に分布する 断層は「線」で、斜めに分布する断層は、断層の地下部分を地表面に投影 した「面」で表示し、地表面に近い部分を太線で表現しています。

- ・地震調査研究推進本部は、近畿地方から九州地方に位置する中央構造線断層帯において、2種類の 断層の位置や傾斜のモデルが存在する可能性があるという見解を示しています。
- ・対象地点と断層線の距離を平面図上で計測しています。
- ・地形や地盤によっては、遠くの活断層の影響を受ける事が考えられます。



注意

・出典のデータや前提条件、判定手法の違いなどによって他の機関が公表している結果と異なる場合があり、また、データの更新や手法の精度向上などによって同じ地点でも更新前と異なる結果になる場合があります。ご利用にあたっては、本レポートの記載内容だけでなく、必ず地方自治体等他の機関が公表しているハザードマップなども併せてご確認ください。

<出典> 活断層(2021)/国際航業(株)

※「地震ハザードステーション/防災科学技術研究所」が公表する主要活断層帯、その他の活断層から国際航業㈱が編集・加工した情報です。

液状化の可能性を5段階で示します。

総合判定

液状化の可能性はありません。



※地盤の性質に加え地震動を考慮し表層地盤データを元に液状化の可能性を計算しています。

液状化の可能性がない

液状化の可能性が低い

液状化の可能性がある

液状化の可能性が高い

液状化の可能性がとても高い

地盤の性質

本地域は、地盤は良好で、地盤の性質としては液状化発生の可能性は極めて低い地形です。 なお、地震動の影響を考慮した場合、液状化の可能性は地盤による可能性とは異なる場合があり ます。

解説

・液状化は、地震のゆれで地面が液体状になる現象です。その結果、建物や 道路などが沈下したり傾いたりするため、ライフラインへ影響を及ぼしま す。液状化の発生は地盤の他にも、地下水位の状況等の要素によっても左 右されますが、本レポートの液状化の可能性データは地盤、および地震動 の影響を加味して作成されています。地震力により液状化が発生しないと いう地域でも、液状化の起こりやすい地盤の場合は、液状化が発生する場 合もあります。



注意

・出典のデータや前提条件、判定手法の違いなどによって他の機関が公表している結果と異なる場合があり、また、データの更新 や手法の精度向上などによって同じ地点でも更新前と異なる結果になる場合があります。ご利用にあたっては、本レポートの 記載内容だけでなく、必ず地方自治体等他の機関が公表しているハザードマップなども併せてご確認ください。

<出典> 液状化の可能性(2021)/国際航業(株)

※「地震ハザードステーション/防災科学技術研究所」が公表する表層地盤データ等を用いて「地形分類情報を活用した 液状化発生危険度の予測(小荒井ら(2013)」の文献等を参考に国際航業㈱が独自に解析・判定し作成した情報です。

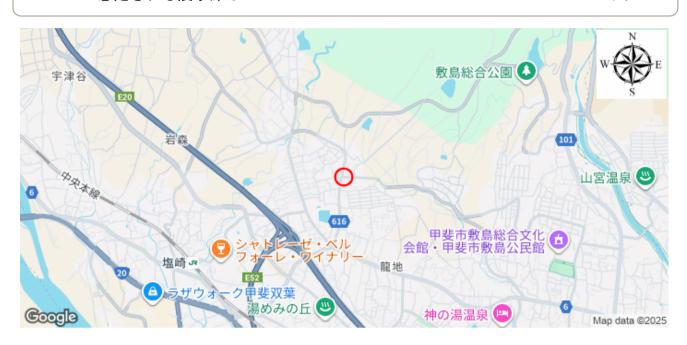
津波浸水深(都道府県想定)

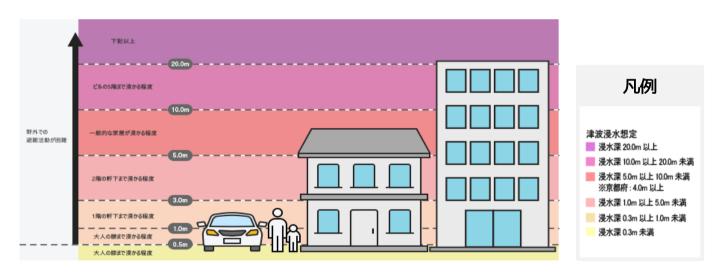
各都道府県が最大クラスの津波に基づいて設定した津波浸水想定区域と浸水深を示します。

想定される浸水深は

_

です。





- ・本津波浸水深の想定は、津波防災地域づくりに関する法律(津波防災地域づくり法) (平成23年法律第123号)に基づいて設定されたもので、 津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- ・最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)を表したものです。
- ・最大クラスの津波は、現在の科学的知見を元に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したもので、 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波です。

解説

- ・浸水域や浸水深等は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- ・浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、 浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- ・結果が「-(ハイフン)」の場合、データ元にデータが登録されていないか、シミュレーション対象区域外(浸水が想定されないまたは対象となる河川がない区域) のため、地図上での色塗りがされません。色塗りされていない区域においても浸水が発生する場合や想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

注意

- ・出典のデータや前提条件、判定手法の違いなどによって他の機関が公表している結果と異なる場合があり、データの更新や手法の精度向上などによって同じ地点でも更新前と異なる結果になる場合があります。ご利用にあたっては本レポートの記載内容のみでなく自治体等他機関が公表している情報も併せてご確認ください。
- ・宅地建物取引業法第三十五条の重要事項の説明等の根拠としないでください。
- <出典> 津波浸水想定(2025)/国際航業㈱
 - ※「国土数値情報(津波浸水想定データ)/国土交通省」を元に、国際航業㈱が編集・加工した情報です。

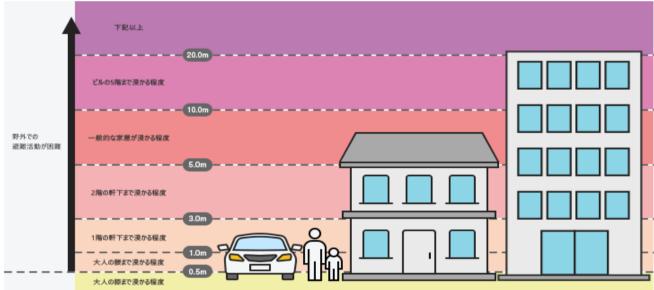
南海トラフ巨大地震が起きた際の津波による浸水結果について示します。

想定される浸水深は

_

です。





・本コンテンツでは南海トラフの巨大地震モデル検討会(内閣府)で作成された陸域における津波浸水深データを加工し、

南海トラフにおける最大クラスの津波による浸水結果を表示しています。浸水結果は発生した過去の地震やフィリピン海プレートの構造等に関する特徴などの、 現時点の科学的知見に基づいたあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定した結果です。

解説

・津波浸水域のシュミレーション範囲は、宮城県南部から鹿児島県までの太平洋沿岸、瀬戸内海沿岸、長崎県・熊本県・鹿児島県の東シナ海側、沖縄県、 伊豆・小笠原諸島です。結果が「--(ハイフン)」の場合、データが登録されていないか、シミュレーション対象区域外(浸水が想定されない区域)のため、

・想定している地震規模は最大でMw9.1です。また、浸水深データは10m×10mのメッシュ単位で表示しています。

・現時点での科学的知見をもとにした最大規模の想定となっていますが、今後の知見が進むことで想定最大規模が見直される可能性があります。 なお、堤防等の設定が現地と齟齬がある場合には、結果が変わることもあり得ます。

・支川の氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨、高潮及び内水による氾濫等を考慮していません。

注意

・出典のデータや前提条件、判定手法の違いなどによって他の機関が公表している結果と異なる場合があり、データの更新や手法の精度向上などによって同じ地点でも更新前と異なる結果になる場合があります。ご利用にあたっては本レポートの記載内容のみでなく自治体等他機関が公表している情報も併せてご確認ください。

・宅地建物取引業法第三十五条の重要事項の説明等の根拠としないでください。

<出典> 津波浸水深(南海トラフ巨大地震)/国際航業㈱

地図上での色塗りがされません。

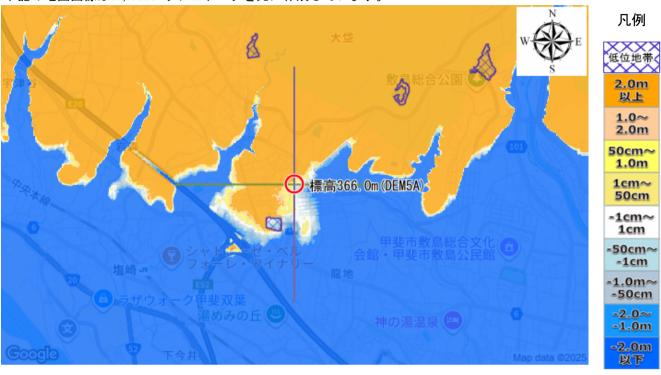
※内閣府 南海トラフの巨大地震モデル検討会(平成24年8月29日)を元に、国際航業㈱が編集・加工した情報です。

浸水の可能性 (標高)

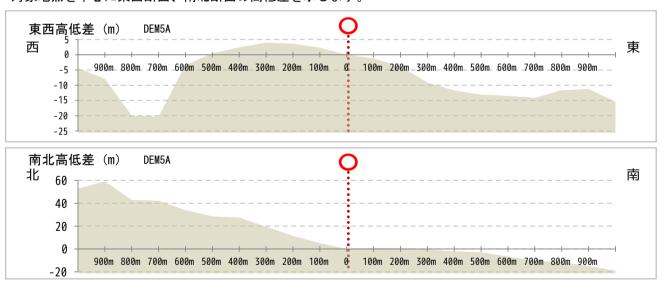
周囲との高低差を9段階で示します。

標高は 約 366.0m です。 低位地帯ではありません。

下記の地図画像は5m/10mメッシュデータを元に作成しています。



対象地点を中心に東西断面、南北断面の高低差を示します。



解説

- ・周辺の土地より標高が低いと、水が集まりやすく、水はけが悪くなります。
- ・低位地帯は、周辺よりも土地の標高が低く凹んだ場所にあたります。この様な場所は水が集まりやすく、内水氾濫などの浸水が 想定される地域です。
- ・浸水の可能性として雨の降り方や土地利用形態、下水道等排水施設の排水能力や整備状況などの影響を受けることが考えられます。

注意

・出典のデータや前提条件、判定手法の違いなどによって他の機関が公表している結果と異なる場合があり、また、データの更新 や手法の精度向上などによって同じ地点でも更新前と異なる結果になる場合があります。ご利用にあたっては、本レポートの記 載内容だけでなく、必ず地方自治体等他の機関が公表しているハザードマップなども併せてご確認ください。

<出典> 基盤地図情報(数値標高モデル) 5mメッシュデータ,10mメッシュデータ(2022)/国土地理院 ※この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用しました。(承認番号 平29情使、 第735号) DEM5A:5mメッシュ(航空レーザ測量),DEM5B:5mメッシュ(写真測量),DEM5C:5mメッシュ(写真測量),DEM10B:10mメッシュ(地形図等高線) 国土数値情報(低位地帯)(2015)/国土交通省

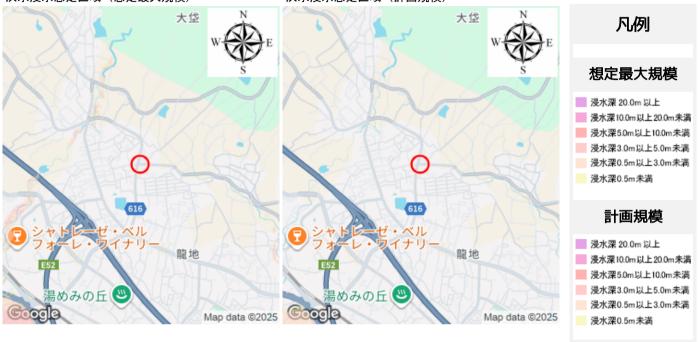
浸水の可能性 (洪水浸水想定区域)

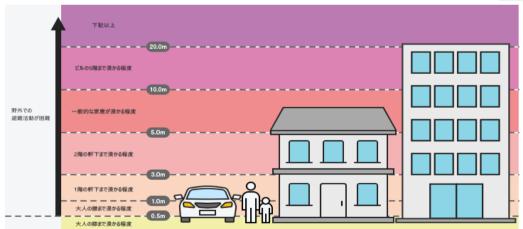
洪水によって想定される浸水区域と深さについて示します。

想定される想定最大規模の浸水深は - です。
想定される計画規模の浸水深は - です。

洪水浸水想定区域 (想定最大規模)

洪水浸水想定区域(計画規模)





- ・浸水想定区域は、河川管理者(国・都道府県ほか)が指定した洪水予報河川や水位周知河川において、降雨により当該河川が氾濫した場合に、 浸水が想定される区域と想定される浸水の深さを表しています。
- ・平成27年に行われた水防法の改正において、浸水想定区域を計算する際に扱う降雨の量を「計画規模降雨」から「想定最大規模降雨」に見直すことが 公表されました。現時点では「想定最大規模降雨」を用いた浸水想定区域は全国で作成されていない為、本レポートでは併記して表示するものとします。

解説

- 「計画規模降雨」とは河川法が定める「比較的発生頻度の高い降雨」を元に設定されたものです。
 「規定暴大規模降雨」とは国交省が地域ごとに定めている「過去に観測された暴大の降雨量」を元に設定されたものです。
- 「想定最大規模降雨」とは国交省が地域ごとに定めている「過去に観測された最大の降雨量」を元に設定されたものです。
 「計画規模降雨」と比べて、発生頻度が極めて低い降雨ですが、実際に発生する可能性はあります。
- ・結果が「-(ハイフン)」の場合、データ元にデータが登録されていないか、シミュレーション対象区域外(浸水が想定されないまたは対象となる河川がない区域) のため、地図上での色塗りがされません。色塗りされていない区域においても浸水が発生する場合や想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。
- ・支川の氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨、高潮及び内水による氾濫等を考慮していません。

注意

- ・出典のデータや前提条件、判定手法の違いなどによって他の機関が公表している結果と異なる場合があり、データの更新や手法の精度向上などによって同じ地点でも更新前と異なる結果になる場合があります。ご利用にあたっては本レポートの記載内容のみでなく自治体等他機関が公表している情報も併せてご確認ください。
- ・宅地建物取引業法第三十五条の重要事項の説明等の根拠としないでください。
- <出典> 洪水浸水想定区域(計画規模)(2025)/国際航業㈱,洪水浸水想定区域(2025)/国際航業㈱
 - ※「国土数値情報(洪水浸水想定区域データ)/国土交通省」を元に、国際航業㈱が編集・加工した情報です。

浸水の可能性(家屋倒壊等氾濫想定区域)

家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されている区域について示します。

対象地点は ー に指定されています。

家屋倒壊等氾濫想定区域



凡例

家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)



家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸浸食)

【家屋倒壞等氾濫想定区域(氾濫流)】

氾濫した洪水の流速が早く、木造家屋が倒壊する恐れのある区域



【家屋倒壞等氾濫想定区域(河岸浸食)】

洪水の際に河岸が削られて、家屋が倒壊する恐れのある区域



- ・平成27年9月関東・東北豪雨において、堤防決壊に伴う氾濫流により家屋が倒壊・流出したことや多数の孤立者が発生したことを踏まえ、「想定し得る最大規模の降雨」による堤防決壊で、家屋の倒壊・流失をもたらすような氾濫流や河岸浸食が発生することが 想定される区域を家屋倒壊等氾濫想定区域として公表しています。
- ・家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流) は、一般的な構造の木造家屋について、水深と流速から倒壊等をもたらすような氾濫流が発生するおそれの ある区域を推算しています。

解記 頑強な高層のビルがある場合には、倒壊等の恐れは低いため、ただちに立退き避難が必要との判断にはならない場合もあります。

・家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸浸食)は、家屋の基礎を支える地盤が流出するような河岸浸食が発生するおそれのある区域を推算しています。 過去の洪水時に発生した河岸浸食幅より、木造・非木造の家屋の倒壊等をもたらすような

洪水時の河岸浸食幅を河岸高(堤内地盤高※と平均河床高の差)や川幅等から推算しています。

※堤内地盤高:堤内とは堤防により洪水氾濫から守られる住居や農地のある側のことで、堤内地盤高は堤防に隣接する堤内の土地の地盤高を指します。

・結果が「-(ハイフン)」の場合、データ元にデータが登録されていないか、シミュレーション対象区域外(浸水が想定されないまたは対象となる河川がない区域) のため、地図上での色塗りがされません。色塗りされていない区域においても家屋倒壊が発生する場合があります。

注意

- ・出典のデータや前提条件、判定手法の違いなどによって他の機関が公表している結果と異なる場合があり、データの更新や手法の精度向上などによって同じ地点でも更新前と異なる結果になる場合があります。ご利用にあたっては本レポートの記載内容のみでなく自治体等他機関が公表している情報も併せてご確認ください。
- ・宅地建物取引業法第三十五条の重要事項の説明等の根拠としないでください。
- <出典> 家屋倒壊等氾濫想定区域(2025)/国際航業㈱
 - ※「国土数値情報(洪水浸水想定区域データ)/国土交通省」を元に、国際航業㈱が編集・加工した情報です。

土砂災害の可能性

土砂災害の可能性がある区域について示します。

土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域



凡例 警戒区域 がけ崩れ 土石流 地すべり がけ崩れ(指定前) 土石流(指定前) 地すべり(指定前) 特別警戒区域 がけ崩れ 十石流 地すべり がけ崩れ(指定前) 土石流 (指定前)

地すべり(指定前)

【がけ崩れ】



降雨時に地中にしみこんだ水分によって不 安定化した斜面が急激に崩れ落ちる現象で

【土石流】



山腹・谷底にある土砂が長雨や集中豪雨な どによって一気に下流へと押し流される現 象です。

【地すべり】



斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と 重力によってゆっくりと斜面下方に移動す る現象です。

解説

- ・台風や前線などにより、強い雨が降ったり、長い期間雨が降り続いたりすると、土砂災害が発生するおそれがあります。土砂災害には「がけ崩れ」、「土石流」、 「地すべり」の3つの現象があります。がけ崩れや地すべりは地震により発生することもあります。
- ・土砂災害警戒区域・特別警戒区域とは、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(涌称:土砂災害防止法)」に基づき、土砂災害の 危険性がある地域について定められた条件に適合するか調査した結果から指定されたものです。実際の土砂災害の発生や被害の範囲を示すもの、証明するものでは ありません。また、指定された区域以外の範囲でも土砂災害が発生する可能性や、想定以上の土砂災害が発生することがあります。
- ・一部の区域では特別警戒区域の指定のみを先行して行っている場合があり、警戒区域のみ今後追加で指定される可能性もあります。
- ・土砂災害警戒・特別警戒区域のうち、「(指定前)」と記載のある地域は土砂災害防止法に基づく基礎調査のみ済んだ箇所を示しております。 「(指定前)」の記載の無い地域は基礎調査後に行われる詳細確認を経て、土砂災害警戒・特別警戒区域として指定された地域です。
- ・結果が「- (ハイアン)」の場合、データ元にデータが登録されていない可能性があります。よって、対象区域外においても土砂災害が発生する可能性があります。

注意

- ・警戒区域・特別警戒区域の指定は、随時、追加指定、区域変更、指定解除等の更新があります。最新の情報は各都道府県にお問い合わせください。
- ・警戒区域・特別警戒区域のデータは 1/25,000 レベルの精度で作成されており、あくまでもおおよその位置を確認するもので、現行のものと誤差があります。
- ・本データはデータ作成に伴う誤差を含んでいます。制限行為等の発生する指定地範囲の詳細な情報については、各都道府県にお問い合わせください。
- ・宅地建物取引第三十五条の重要事項の説明等の根拠としないでください。

<出典> 土砂災害警戒区域(2025)/国際航業㈱

※「国土数値情報(土砂災害警戒区域データ)/国土交通省」を元に、国際航業㈱が編集・加工した情報です。

災害レッドゾーンに指定されている可能性が高い区域について示します。

災害危険区域

急傾斜地崩壊危険区域

地すべり防止区域

公開不可の地域

災害危険区域



地すべり防止区域・急傾斜地崩壊危険区域



凡例

災害危険区域

- 水害 (河川)
- 水害 (海)
 - 水害 (河川・海)
- 急傾斜地崩壊等
- 地すべり等
- 火山被害
- その他 公開不可
- 地すべり防止区域 地すべり防止区域
- 急傾斜地崩壊危険区域
- 急傾斜地崩壊危険区域
- 公開不可
- ・災害ハザードエリアは、被災の恐れが大きい区域で、「災害レッドゾーン」と「浸水ハザードエリア等」の2つに分けられます。
- ・災害レッドゾーンは、災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域の他、前項で示した土砂災害特別警戒区域を含めた4つが該当します。
- ・災害レッドゾーンに指定される区域では、都市計画区域全域で、住宅等(自己居住用を除く)に加え、
- 自己の業務用施設(店舗、病院、社会福祉施設、旅館・ホテル、工場等)の開発が原則禁止されています。
- ・災害危険区域は建築基準法第39条の規定に基づき、地方公共団体は、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として条例で 指定し、住居の用に供する建築の禁止等、建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものを当該条例で定めることができる制度です。
- ・地すべり防止区域は、地すべり等防止法(昭和33年3月31日法律第30号)第3条に基づき。

解説

- 関係都道府県知事の意見をきいて、国土交通大臣又は農林水産大臣が指定した区域です。
- ・急傾斜地崩壊危険区域は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年7月1日法律第57号、以下「急傾斜地法」という。) 第3条に基づき、関係市町村長(特別区の長を含む。)の意見をきいて、都道府県知事が指定した区域です。
- ・対象地点が災害危険区域など区域に重なっている場合であっても「~に指定されている可能性が高い」という表記方法としています。
- 本GISデータは概ねの位置を示すもので法指定区域の指定の根拠としては利用できません。詳細は各県の担当事務所にお問い合わせ頂く必要があります。
- ・結果が「指定されている可能性が高い」の場合、対象地点における開発行為は原則禁止されている可能性があります。
- また、結果が「-(ハイフン)」の場合、災害ハザードエリア対象外若しくは、データが公開されていない可能性があります。
- ・利用するデータがポイントデータの場合は、ポイントを中心とした半径100m程度の円データを作成し表示しています。
- また、利用するデータの区域が○印(概ねの位置)で示されている場合もあります。

注意

- ・本データはデータ作成に伴う誤差を含んでいます。また、区域の形状は概略である場合があります。
- ・実際に告示している区域の位置等の詳細な情報については各都道府県へお問い合わせください。

<出典> 地すべり防止区域(2022)/国際航業(株)

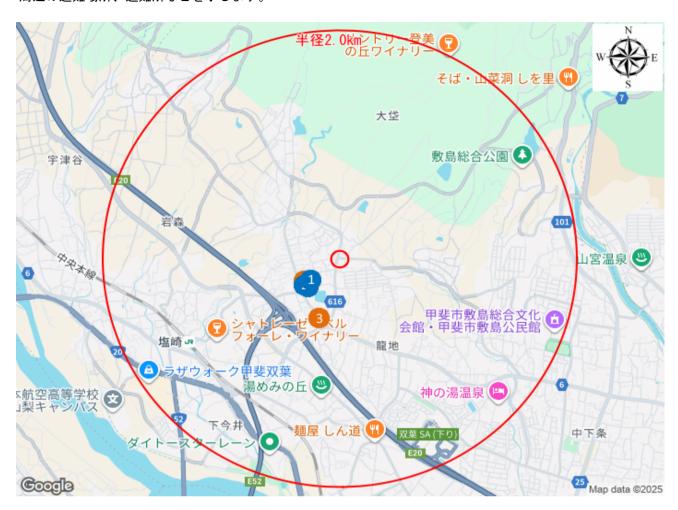
急傾斜地崩壊危険区域(2022)/国際航業(株)

国土数值情報(災害危険区域)(2022)/国土交通省

- ※地すべり防止区域は「国土数値情報(地すべり防止区域データ)/国土交通省」を元に、国際航業㈱が編集・加工した情報です。
- ※急傾斜地崩壊危険区域は「国土数値情報(急傾斜地崩壊危険区域データ)/国土交通省」を元に、国際航業㈱が編集・加工した情報です。

周辺の避難場所・避難所

周辺の避難場所、避難所などを示します。



No	拠点種別	対象の災害種別	避難場所	徒歩距離
1	指定緊急避難場所	風水害	双葉東小学校体育館	448 m
2	指定緊急避難場所	災害種別の指定がありません	双葉東小学校	575 m
3	指定緊急避難場所	災害種別の指定がありません	双葉東小学校グラウンド	596 m

No	拠点種別	対象の災害種別	避難所	徒歩距離
1	指定避難所	風水害	双葉東小学校体育館	448 m
2	指定避難所	災害種別の指定がありません	双葉東小学校校舎	514 m
3	福祉避難所	災害種別の指定がありません	双葉保健福祉センター	659 m

解説

・ 避難場所の区分は①指定緊急避難場所: 「自治体が指定した避難場所。一時避難場所などで呼称されている施設を含む。」②広域避難場所: 「自治体が指定した大人数収容できる避難場所。地震などによる火災が延焼拡大して地域全体が危険になったときに避難する場所を指す。」③その他: 「①、②以外の避難場所」と定義されます。

・避難所の区分は①指定避難所:「自治体が居住者・被災住民等を一時的に滞在させるために指定する施設。」②福祉避難所:「避難所のうち 高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者等を滞在させることが想定された施設。」③その他:「①、②以外の施設」と定義されます。 ・災害名称が括弧で囲まれている場合には、その避難所は該当の災害時に利用できないことを示します。

・「対象の災害種別」に「災害種別の指定がありません」と出力される場合は、自治体が個別の災害利用可否の指定をしていないものです。 詳細な情報については 市区町村が公表しているハザードマップなどをご確認ください。 ・システムで自動的に処理しているため、実態とは異なる場合があります。

<出典> PAREA-Hazard(2024)/国際航業㈱

土壌汚染の可能性

対象地点から半径約1km範囲内の土壌汚染の指定区域の有無を示します。

土壌汚染対策法の 指定区域はありません。



対象地点から近い順に3つ公開しています。

● :要措置区域 ● :形質変更時要届出区域

凡例	区域種別	指定年月日	所在(地番)	面積(㎡)

形質変更時要届出区域

土壌汚染の人への摂取経路が無く、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去などの措置が不要な区域のことを言います。

要措置区域

土壌汚染の人への摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域のことを言います。

解説

- ・土壌汚染対策法に基づく調査の結果、法に定める指定基準に適合せず、土壌の汚染があると認められた土地については、県知事または市長(以下「県知事等」といいます。)が「要措置区域」または「形質変更時要届出区域」として指定し、公示します。 県知事等はこの指定された区域を台帳として整備する事となっており、この台帳は所管窓口で閲覧する事ができます。
- ・位置が地番レベルで特定できない場合は、丁目区域の中心付近に▲で表示しています。丁目レベルでも特定できない場合は地図には表示していません。
- ・周辺に指定区域がないからといって土壌汚染が過去から現在に至るまで存在しない事を示すものではありません。
- ・収録されている指定情報は、データ作成時点で各自治体のホームページに所在が記載されているものに限ります。 その後指定解除または新たに指定されている可能性もあります。

注意

- ・地図上の位置は、公表されている所在(地番)(複数の所在にまたがる場合は、そのうちの一つの所在)の情報から 特定できるおおよその位置です。実際の汚染区域は、指定された区域の中に点在したり、広がりを持つため、地図上の位置は 汚染区域の中心を表しているわけではありません。
- ・取引等にあたっては所管窓口で最新の情報をご確認ください。下記ホームページでは各地域の所管窓口を確認する事ができます。 参考)土壌汚染対策法に係る行政窓口情報 http://www.env.go.jp/water/dojo/law/mado.html

<出典> 土壌汚染の可能性(2024)/国際航業㈱

※環境省が公表する土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域(2024年10月7日閲覧)を元に国際航業㈱が編集・加工した情報です。

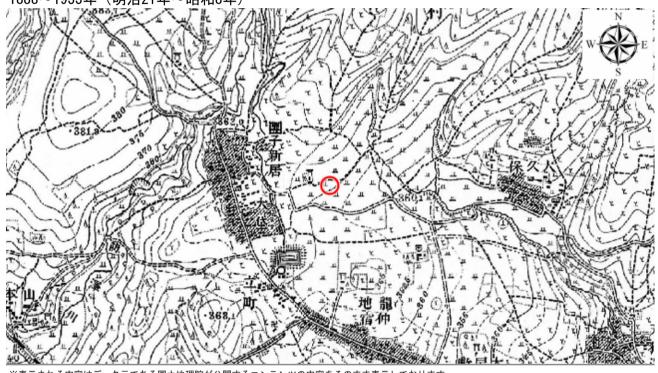
土地の履歴 (1)古地図 (旧版地形図)

過去の地図を示します。

※古地図は異なる年代、縮尺をつなぎ合わせて作成しているため、地域によっては境目やズレができることがあります。予めご了承ください。

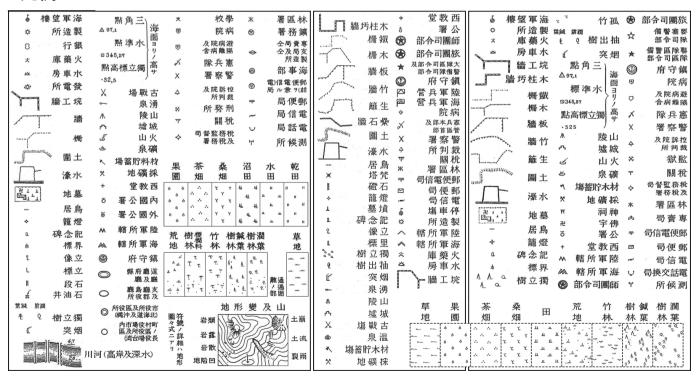
過去に工場・病院等の施設が確認できる場合は土壌汚染が発生している可能性があります。 水田・河川・湖・沼だった土地は、地震のゆれが大きくなったり、液状化が発生する可能性が 高くなります。

1888~1933年 (明治21年~昭和8年)



※表示される内容はデータ元である国土地理院が公開するコンテンツの内容をそのまま表示しております。

〈凡例〉



<出典> 地図・空中写真閲覧サービス(旧版地形図)/国土地理院

※この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分1地形図、2万5千分1地形図及び2万分1 正式図を複製したものです。

土地の履歴 ②航空写真

過去の航空写真を示します。

過去に工場・病院等の施設が確認できる場合は土壌汚染が発生している可能性があります。 水田・河川・湖・沼だった土地は、地震のゆれが大きくなったり、液状化が発生する可能性が 高くなります。

1961~1969年(昭和36年~昭和44年)



1974~1978年(昭和49年~昭和53年)



<出典> 地理院タイル/国土地理院

土地の履歴 ②航空写真

過去の航空写真を示します。

過去に工場・病院等の施設が確認できる場合は土壌汚染が発生している可能性があります。 水田・河川・湖・沼だった土地は、地震のゆれが大きくなったり、液状化が発生する可能性が 高くなります。

1979~1983年(昭和54年~昭和58年)



no image

この年代の情報は国土地理院の調査対象外です。

1988~1990年(昭和63年~平成2年)





この年代の情報は国土地理院の調査対象外です。

<出典> 地理院タイル/国土地理院

土地の履歴 ③土地利用

過去の土地利用を示します。

過去に工場・病院等の施設が確認できる場合は土壌汚染が発生している可能性があります。 水田・河川・湖・沼だった土地は、地震のゆれが大きくなったり、液状化が発生する可能性が 高くなります。

1974~1977年(昭和49年~昭和52年)

no image

この年代の情報は国土地理院の調査対象外です。

1984~1987年(昭和59年~昭和62年)

no image

この年代の情報は国土地理院の調査対象外です。

土地の履歴 ③土地利用

過去の土地利用を示します。

過去に工場・病院等の施設が確認できる場合は土壌汚染が発生している可能性があります。 水田・河川・湖・沼だった土地は、地震のゆれが大きくなったり、液状化が発生する可能性が 高くなります。

1994~1997年(平成6年~平成9年)

no image

この年代の情報は国土地理院の調査対象外です。

〈凡.例〉



<出典> 細密数値情報(10mメッシュ土地利用)/国土地理院

土地の地形分類(土地条件図)

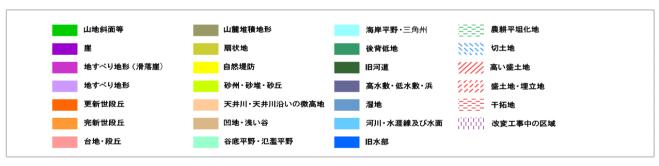
対象地点の地形分類を示します。

地形分類は 一です。

no image

このエリアの情報は国土地理院の調査対象外です。

〈凡例〉



〈地形の性質〉

・地形分類とは、地形の形態や成り立ち・性質などから分類したもので、その土地が山地か台地か、あるいは自然の地形を

<出典> 地図・空中写真閲覧サービス(旧版地形図)/国土地理院

人工的にどのように改変しているかなどを区分したものです。

※この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000 (土地条件) を使用しました。 (承認番号 平28情使、 第1295号)

解説

土地調査レポート

レポート提供 / アットホーム株式会社

データ提供 / 🥌 国際航業株式会社

本資料の無断転載・複製・配布を禁止します。

山梨県甲斐市大垈【ミライズステージ大垈第2期】全10区面周辺レポート 20251022013231230979



商業施設・医療機関・学校区など周辺情報のまとめ

対象地点 甲斐市大垈付近



住まいの窓口近鉄難波カウンター 本店 住まいの窓口不動産(株)

大阪府大阪市中央区難波4丁目1-15近鉄難波ビル1階(1階Regus受付)

0120-847-199

https://www.sumai77.com

【山梨県甲斐市:ミライズステージ分譲地(専属仲介事業部):第2

ユニット】

▷山梨県甲斐市2Fカウンター◁

ダイトースターレーン隣:「ハードオフ甲斐双葉店」(2階)

「周辺環境レポート」のご利用について

はじめに

本規約は、アットホーム株式会社(以下、「当社」といいます。)が提供する周辺調査レポート(以下「本レポート」といいます。)の利用に関して生じるすべての関係に適用されるものとします。なお、本規約において、「利用者」とは、当社が提供するサービスである「不動産データプロ」を利用し本レポートを取得する者を指します。また、「利用者の顧客」とは、利用者より本レポート又は本レポートにかかる情報の提供を受ける者を指します。

第1条(レポートの性質)

- 1. 本レポートは、公的機関等により公開されている情報及び国際航業株式会社(以下、「提供兼許諾者」といいます。)が提供する情報(以下、「基礎情報」といいます。)を整理し、まとめたものです。なお、基礎情報は、当社が提供兼許諾者より提供及び許諾を受けて本レポートの作成に利用するものであり、現地調査を行って作成したものではありません。よって、その性質上、内容が必ずしも的確でない場合がありますので、以下の点に注意のうえ自己の判断に基づいてご利用ください。
- ①基礎情報の整備時点及び整備縮尺の違いやメッシュ化処理による誤差等の理由により、指定地点の現況が十分に反映できていない場合があること。
- ②基礎情報には、過去に遡ってさまざまな地域で作成されたものが混在しているため、基礎情報の整備後の開発、あるいは被災等で、地形、土地条件、構造物、周辺建物等が変化している 場合があること。
- ③本レポートは、あくまでも地理・地形的な要素に基づいて作成しているため、各種施設の整備状況や行政による施策・制限など、地形以外の要因で評価の内容が変わることも考えられる こと。
- ④行政コードによる集計に関しての統計値は、提供兼許諾者が独自の按分推計処理を行っているため、他の機関等が提供するものとは異なっている場合があること。
- 2. 本レポートは、利用者又は利用者の顧客が必要とするすべての情報を含むことを意図したものではありません。
- 3. 本レポートに記載されているデータ等は、独自の情報源及び方法に基づき収集したものであり、行政機関を含む他の機関等が提供する同様のデータとは異なっている場合があります。 第2条 (著作権等)

本レポートで表示又は出力される文章、画像、プログラム等のデータ、その他すべてのコンテンツに関する著作権等の権利は、当社、提供兼許諾者又はこれらのデータ等を当社若しくは提供兼許諾者に提供する第三者(以下、「権利元」といいます。)にそれぞれ帰属しています。但し、本レポートの表紙が利用者オリジナルデザインの場合及び「ご挨拶」ページがある場合、その部分のデザイン、文章、画像等の利用者が本レポートに追加掲載した内容に関する著作権等の権利は利用者に帰属します。

第3条(引用・転載資料について)

- 1. 本レポートでは、基礎情報の提供元(提供兼許諾者及び権利元をいい、以下本条において同様とします。) の出所を明示して引用又は転載した地図及び説明資料があります。
- 2. 引用・転載資料に関しては、書面であるか電子媒体であるかを問わず、基礎情報の提供元が著作権その他のデータに関する権利を有しており、本レポートに使用することの許諾のみを 得ています。

第4条(遵守事項)

- 1. 利用者及び利用者の顧客は、次に定める行為を行ってはならないものとします。
- ①当社、提供兼許諾者及び権利元の著作権その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- ②本レポートの全部又は一部について、第三者に販売又は貸与する行為。
- ③本レポートの全部又は一部について、利用者及び利用者の顧客以外の第三者に対して公開又は公衆送信する行為。
- ④本レポートの全部又は一部について、宅地建物取引業法第三十五条の重要事項の説明等の根拠とする行為。
- ⑤本レポートに含まれる出典元の記載を改変、削除等をする行為。
- ⑥本レポートに記載されたシリアル番号を改変、削除等をする行為。
- 2. 利用者は、利用者の顧客へ本レポートにかかる情報を提供するにあたって、当社の事前の承諾なく、本レポートの内容の全部若しくは一部を翻案又は改変をしてはならないものとします (翻案又は改変の内容によっては、提供兼許諾者より許諾を得る必要が生じるため、利用者に対する承諾に時間を要する場合があります。当社に承諾を求める場合は時間に余裕をもって ご連絡ください。)。なお、承諾にあたって当社が条件若しくは制限を付した場合には、これを遵守するものとします。
- 3. 利用者は、前項に基づいて翻案又は改変をする場合であっても、本レポートに含まれる数値、地図、図表、グラフ(これらの情報の出典元を含みます。)については、いかなる翻案、 改変又は削除をも行ってはならず、また、これらの情報及び出典元の記載の近接の箇所に、本レポートに記載のシリアル番号を明示的に表示しなければならないものとします。

第5条(免責事項)

- 1. 本レポートは、情報提供のみを目的として作成したものであり、特定の不動産の売買・賃貸借及び投資の推奨、勧誘又は申込みを目的としたものではありません。また、個々の利用者又は利用者の顧客のニーズや不動産売買・賃貸借・投資の目的、財務状況等を考慮して作成しているものではありません。
- 2. 当社、提供兼許諾者及び権利元は、本レポートで提供する内容について、その有用性、有効性、正確性、信頼性、最新性、網羅性及び利用者又は利用者の顧客が本レポートを入手する 目的への合目的性をなんら保証するものではありません。
- 3. 当社は、本レポートを利用したこと、又は本レポートに依拠したことによる結果のいかなるもの(直接・間接の損失、逸失利益及び損害を含むがこれらに限られない)についても一切責任を負わないとともに、本レポートを直接・間接的に受け取るいかなる個人・法人に対しても法的責任を負うものではありません。
- 4. 利用者又は利用者の顧客は、本レポートに記載の地点にかかる不動産の各種取引を行うにあたっては、当該不動産及び近辺にかかる現況並びに行政機関等の第三者が提供する情報を必要に応じて自ら確認したうえで取引を行うものとし、本レポートに記載の情報のみを拠り所とし、これらの確認を怠ったことにより生じた損害については、当社、提供兼許諾者及び権利元は、一切の賠償責任を負わないものとします。
- 5. 本レポートにより提供したデータ、表、グラフの表示・表現・体裁・内容等は提供後に予告なしに変更されることがあります。その場合であっても、当社及び提供兼許諾者は本レポートに含まれる情報等を更新する義務を負うものではありません。
- 6. 本レポートの表紙が利用者オリジナルデザインの場合及び「ご挨拶」ページがある場合、その部分に関するすべての掲載内容は、利用者の責任において作成、掲載されたものであり、 当社及び提供兼許諾者は内容の正確性・信頼性について、なんら保証をするものではなく、一切の責任を負わないものとします。

第6条(淮坬法及び管轄裁判所)

この利用規約に関する準拠法は日本法とし、訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則 本規約は2021年6月17日より適用します。

以上

住まいの窓口近鉄難波カウンター 本店 住まいの窓口不動産(株)

◇マンション・新築戸建て・注文住宅・中古戸建・リフォーム&リノベーションの一軒家のマイホーム購入を全力サポート致します◇売却・買取査定・相続ご売却支援お任せください◇●地下鉄各線なんば駅から徒歩約1分の「住まいの窓口近鉄難波カウンター」へ是非お気軽にお立ち寄り下さいませ!●店舗近隣の有料提携駐車場もございます!◆新型コロナウイルス感染防止対策を徹底してお客様の安全を第一にお迎えしております◆◆ZOOM(ズーム)オンライン来店【非対面・非訪問】・不動産のご相談◆◆LINEで気軽に無料相談◆(LINE公式アカウント「住まいの窓口」)・LINEアプリを開き、「友達ID検索」などの検索ボックスに、ID→ @821gfauh を入力して検索◆【不動産売却無料査定・買取無料査定】非訪問・非来店の※『売却・買取査定:ZOOM(ズーム)オンライン査定実施しております』

住所	大阪府大阪市中央区難波4丁目1-15近鉄難波ビル1階(1階Regus受付)	電話番号	0120-847-199
免許番号	大阪府知事免許(1)第62357号	所属団体	(一社)大阪府宅地建物取引業協会
保証協会	(公社)全国宅地建物取引業保証協会		

担当者からのご挨拶



住まいの窓口 近鉄難波カウンター【大阪なんば本社】

代表取締役CEO 保坂 仁

- ◇新築戸建て・注文住宅・中古戸建・中古マンション・リフォーム&リノベーションの一軒家&マンションのマイホーム購入を全力サポート致します!
- ◇売却・買取査定・相続ご売却支援お任せください◇
- ●地下鉄各線なんば駅から徒歩約1分の「住まいの窓口近鉄難波カウンター」へ是非お気軽にお立ち寄り下さいませて
- さいませ! ●店舗近隣の有料提携駐車場もございます!
- ◆新型コロナウイルス感染防止対策を徹底してお客様の安全を第一にお迎えしております◆
- ◆ZOOM(ズーム)オンライン来店【非対面・非訪問】・不動産お住まい探しのご相談◆
- ◆LINEで気軽に無料相談◆ (LINE公式アカウント「住まいの窓口」)
- ◆【不動産売却無料査定・買取無料査定】非訪問・非来店の※『売却・買取査定: ZOOM (ズーム) オンライン査定実施しております』

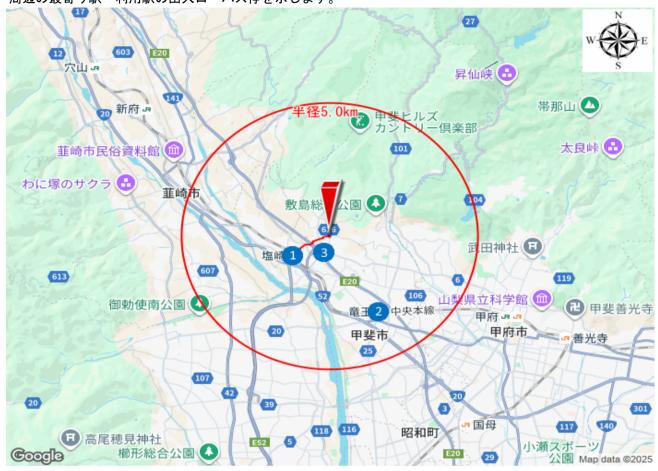
皆様のご来店を心よりお待ち致しております!

周辺環境に関する情報のまとめ

1 周	辺施設		···P1∼P9
最寄り駅の出入口まで	の徒歩距離は	2.0 km 最大高低差	は 48.4m です。
最寄りのスーパーまで	の徒歩距離は	1.7 km コンビニまで	fは 97 m です。
最寄りのショッピング	・モールまでの徒歩距離は		2.8 km です。
最寄りの内科までの徒	歩距離は		858 m です。
小学校の学区は	双葉東小学校	中学校の学区は	双葉中学校です。
甲斐市双葉庁舎	までの徒歩距離は	2.3 km 公園までは	て 342 m です。
2	の他の周辺環境		···P10
3 🔅 気	候 (過去3年間)		···P11∼P12
過去3年間の日照時間	ま平均	6.1時間/日	です。
平均気温	14.6°C/日	平均降水量	1144.3mm/年
平均風速	1.9m/s	平均最深積雪	13.3cm/年
4 A A	どり (周辺 1km	の範囲)	···P13
対象地点を中心とした	:半径1kmの範囲では、みど	りが 約47.1%	を占めています。
5 SYMBOL 市	区町村のシンボル		· · · P14
対象地点の市区町村の)花は <mark>サクラ</mark> 、木	は ケヤキ 、鳥	は - です。
- i i	域のイベント情報等 域の名所・スポット		···P15 ···P16

交通 (駅・バス停)

周辺の最寄り駅・利用駅の出入口・バス停を示します。



最寄り駅の出入口までの徒歩距離は

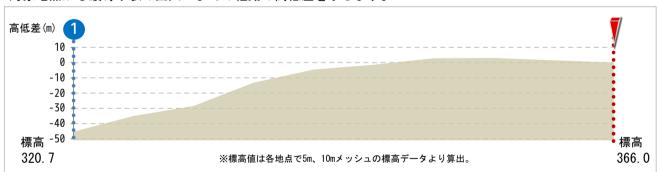
2.0 km

最大高低差は

48. 4m

です。

対象地点から最寄り駅の出入口までの経路の高低差を示します。



No	カテゴリー	沿線・バス会社名/駅名・バス停名	徒歩距離
1	最寄駅	中央本線/塩崎駅 北口	2.0 km
2	利用駅	中央本線/竜王駅 出口 1	3.9 km
3	バス停	山梨交通/登美	735 m

・システムで自動的に処理しているため、実際とは異なる場合があります。

・バス停項目では、路線の上り/下りを考慮せず、最寄りのバス停のみを表示しています。

・最寄駅・利用駅は出入口までの徒歩距離を示しています。ただし出入口情報がない場合は駅名に(※)を併記します。

<出典> 駅POIデータ・駅出入口POIデータ/ジオテクノロジーズ㈱ ジョルダン 鉄道・バス停データ(2024)/ジョルダン㈱

基盤地図情報(数値標高モデル) 5mメッシュデータ,10mメッシュデータ(2022)/国土地理院

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用しました。 (承認番号 平29情使、 第735号)

注意



 寄りのスーパーまでの徒歩距	離は 1.7 km	コンビニまでは	97 m	です。

No	スーパーマーケット	徒歩距離
1	オギノ双葉店	1.7 km
2	アピタ双葉店	2.8 km
No	ドラッグストア	徒歩距離
1	ドラッグストアコスモス龍地店	1.5 km
2	ツルハドラッグ双葉響が丘店	1.5 km
No	金融機関	徒歩距離
1	JA梨北双葉	1.7 km
2	山梨信用金庫敷島支店	2.5 km
No	コインパーキング	徒歩距離
1	タイムズ竜王第3	3.8 km
2	タイムズ韮崎駅前	5.9 km

No	コンビニエンスストア	徒歩距離
1	セブンイレブン甲斐大垈店	97 m
2	ローソン甲斐大垈店	204 m
No	雑貨店	徒歩距離
1	セリアイッツモア双葉SC店	1.3 km
2	セリア双葉店	1.7 km
No	郵便局	徒歩距離
No 1	双葉竜地郵便局	徒歩距離 2.0 km
1	双葉竜地郵便局	2. 0 km
1 2 No	双葉竜地郵便局 双葉郵便局	2. 0 km 2. 3 km
1 2 No	双葉竜地郵便局 双葉郵便局 カーシェア・レンタカー	2.0 km 2.3 km 徒歩距離

注意

ショッピング施設

周辺5kmのショッピング施設などを示します。 27 Ð 昇仙峡 🕀 膝立の天王桜 20 半径5.0km 帯那山 🔼 新府。 ミルズ リー倶楽部 太良峠 🔂 101 韮崎市民俗資料館 🕮 わに塚のサクラ 韮崎/巾 613 田神社 🖪 607 613 山梨県立科学館 🕮 御勅使南公園 卍 甲斐善光寺 竜王 中央本線 甲府水 甲斐市 2 20 甲府市 石和温泉 6 107 301 ☞ 国母 ⑪ 118 116 昭和町 電尾穂見神社 日 Google 小瀬スポーツ 公園 櫛形総合公園 🗘 Map data @2025

最寄りの百貨店等までの徒歩距離は	_	ショッピングモール等までは	2.8 km	です。
			2.0 11111	- , o

No	百貨店・駅ビル	徒歩距離
1	-	-
2	_	-
No	専門店・ディスカウントストア	徒歩距離
1	業務スーパー甲府湯村店	5.3 km
2	ダイレックス湯村店	5.4 km
No	家具	徒歩距離
1	ニトリラザウォーク甲斐双葉店	3.0 km
2	_	_
No	衣料品店	徒歩距離
1	西松屋甲斐響ヶ丘店	1.8 km
	ライトオンラザウォーク甲斐双葉店	2.8 km

No	ショッピングモール等	徒歩距離
1	ラザウォーク甲斐双葉	2.8 km
2	フォレストモール甲斐竜王	5.4 km
No	ホームセンター	徒歩距離
1	DCM双葉店	1.6 km
2	コメリハード&グリーン敷島店	3.0 km
No	家電	徒歩距離
1	ヤマダデンキテックランドビバモール甲斐敷島店	3.8 km
2	ノジマ韮崎店	6.2 km
No	飲食店	徒歩距離
No 1	飲食店 グラッチェガーデンズ双葉響が丘店	徒歩距離 1.6 km

注意



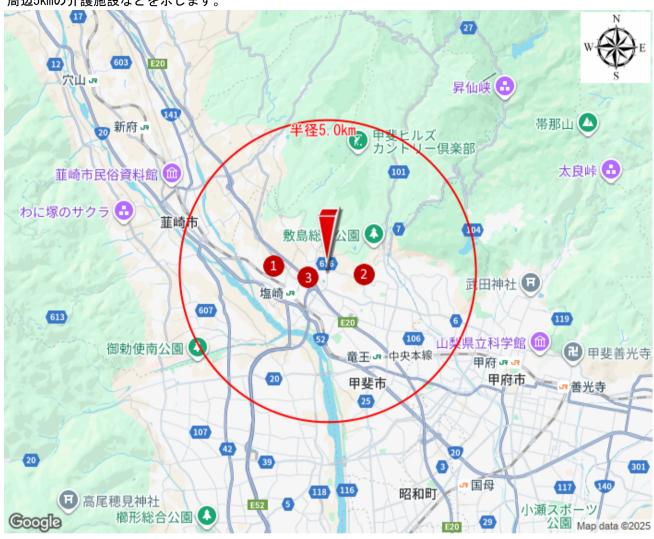
最寄りの内科までの徒歩距離は	

858 m	です。

No	種別	診療科目	病院・診療所名	徒歩距離
1	特定機能病院	-	-	-
2	地域医療支援病院	-	-	-
3	一般病院	内科	恵信梨北リハビリテーション病院	858 m
4	一般病院	消化器科	ふたば内科消化器科医院	2.1 km
5	一般病院	小児科	双葉クリニック	1.3 km
6	一般病院	外科	恵信梨北リハビリテーション病院	858 m
7	一般病院	眼科	大房整形外科眼科医院	2.2 km
8	一般病院	耳鼻咽喉科	のざわ耳鼻咽喉科クリニック	2.0 km
9	一般病院	皮膚科	響が丘皮膚科クリニック	2.1 km
10	一般病院	産婦人科(産科含む)	双葉クリニック	1.3 km
1	一般病院	泌尿器科	うちやま泌尿器・腎クリニック	3.5 km
12	歯科病院	_	ひらいしデンタルクリニック	601 m

注意

周辺5kmの介護施設などを示します。



最寄りの介護施設までの徒歩距離は	858 m	です。
	000 111	

No	診療科目	介護施設名	徒歩距離
1	老人保健施設	老人保健施設 ひかりの里	2.5 km
2	特別養護老人ホーム	介護老人福祉施設 敷島荘	1.6 km
3	療養型病院	恵信梨北リハビリテーション病院	858 m
4	有料老人ホーム	-	-

注意

・システムで自動的に処理しているため、実際とは異なる場合があります。

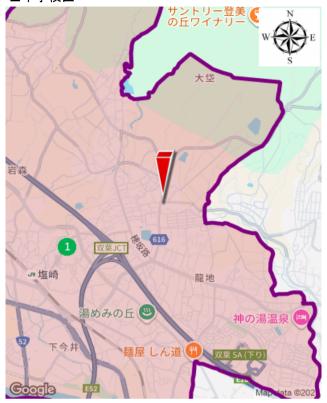
<出典> PAREA-Care(2024)/国際航業㈱

小学校区・中学校区を示します。 ※必ず以下の注意をお読みください。

■小学校区



■中学校区



指定学区の小学校は <mark>双葉東小学校</mark> です。 指定学区の中学校は <mark>双葉中学校</mark> です。

小学校の学校選択制情報は

中学校の学校選択制情報は

※結果が「-」の場合、自治体等から学区情報が提供されていない等の理由によりデータ未整備となります。

■指定学区(小学校)

No 小学校	徒歩距離	
1 双葉東小学校	603 m	

※直線距離の近い順に最大1校までを表示しています。

■学校選択制情報(小学校)

No	小学校	徒歩距離
1	-	_
2	-	-
3	-	-

※直線距離の近い順に最大3校までを表示しています。

■指定学区(中学校)

No	中学校	徒歩距離
1	双葉中学校	1.3 km

※直線距離の近い順に最大1校までを表示しています。

■学校選択制情報(中学校)

No	中学校	徒歩距離
1	-	-
2	-	-
3	-	-

※直線距離の近い順に最大3校までを表示しています。

国土交通省や自治体の公表データを基にアットホーム株式会社が作成・加工しております。

通学区域公表後の学区境界や就学校の変更等により、必ずしも最新・正確でない場合があります。

最新情報や詳細、学校選択制の導入有無等については自治体または教育委員会へお問い合わせください。 ※自治体等から詳細な学区情報が提供されていない等の理由により、一部未対応の地域があります。

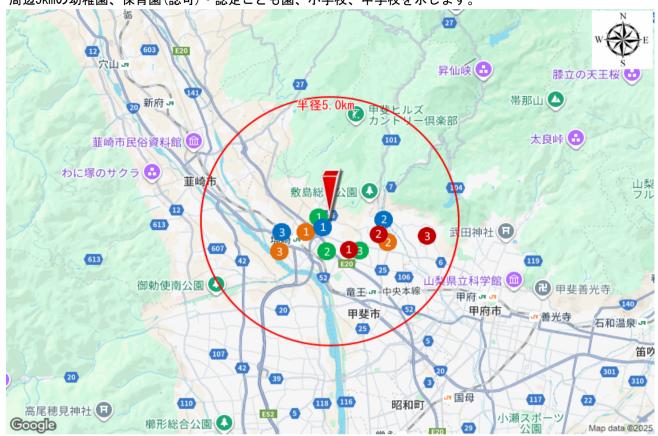
※指定校が複数表示される場合は、複数校が対象または学区範囲が不確実な地域です。

※学校選択制の対象校への就学には、定員・対象年度・通学距離などの条件が定められている場合があります。

※結果が「一(ハイフン)」の場合は、「制度未実施」または「調査・確認中」のいずれかの可能性がございます。

注意

周辺5kmの幼稚園、保育園(認可)・認定こども園、小学校、中学校を示します。



No	幼稚園	徒歩距離
1	双葉甲府幼稚園	1.8 km
2	富士幼稚園	2.5 km
3	聖愛幼稚園	4.7 km

No	小学校	徒歩距離	
1	双葉東小学校	603 m	
2	敷島北小学校	2.5 km	
3	双葉西小学校	2.6 km	

No	保育園(認可)・認定こども園	徒歩距離
1	登美保育園(こども園)	632 m
2	光学園(こども園)	1.6 km
3	げんきっこ双葉保育園	2.0 km

No	中学校	徒歩距離	
1	双葉中学校	1.3 km	
2	敷島中学校	2.9 km	
3	日本航空高等学校附属中学校	3.4 km	

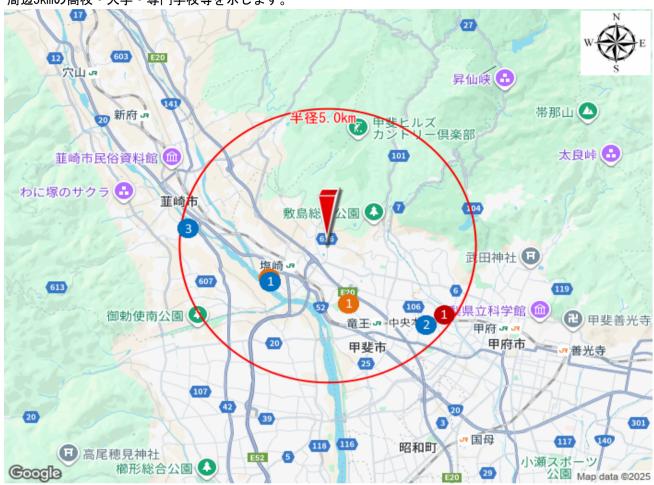
注意

・システムで自動的に処理しているため、実際とは異なる場合があります。

<出典> 全国学校データ(保育園・認定こども園)(2025)/教育ソリューション㈱ 公立小中学校校区・位置データ(2024)/アットホーム㈱

PAREA-School (2024)/国際航業㈱

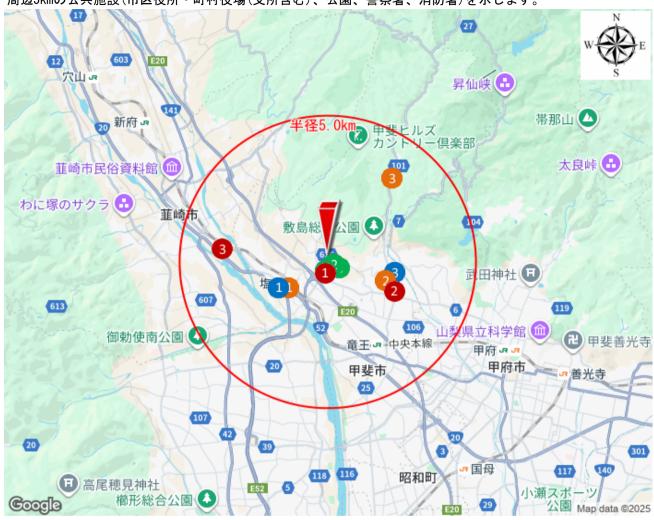
周辺5kmの高校・大学・専門学校等を示します。



No	高等学校	徒歩距離
1	日本航空高等学校	3.6 km
2	東海大学付属甲府高等学校	5.4 km
3	韮崎工業高等学校	5.9 km
No	大学・短大	徒歩距離
1	山梨県立大学	5.4 km
2	_	_
3	_	-
No	専修学校・専門学校・各種学校	徒歩距離
1	専門学校サンテクノカレッジ	2.6 km
2	専門学校日本航空大学校山梨	3.4 km
3	_	-

注意

周辺5kmの公共施設(市区役所・町村役場(支所含む)、公園、警察署、消防署)を示します。



甲斐市双葉庁舎 までの徒歩距離は 2.3 km 公園までは 342 m です。

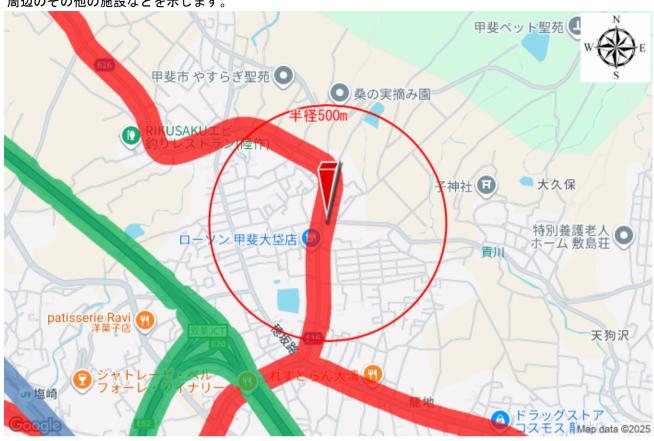
No	市区役所、町村役場	徒歩距離	No	公園	徒歩距離
1	甲斐市双葉庁舎	2.3 km	1	竜地公園	342 m
2	甲斐市敷島庁舎	2.6 km	2	第1公園	382 m
3	甲斐市睦沢出張所	4.3 km	3	第2公園	579 m
No	警察署・交番	徒歩距離	No	消防署	徒歩距離

No	警察署・交番	徒歩距離	No	消防署	徒歩距離
1	甲斐警察署	2.7 km	1	韮崎消防署双葉分署	492 m
2	甲斐警察署署所在地交番	2.7 km	2	甲府西消防署敷島出張所	3.0 km
3	甲斐警察署敷島交番	2.7 km	3	峡北広域行政事務組合韮崎消防署	4.4 km

注意・システムで自動的に処理しているため、実際とは異なる場合があります。

<出典> GT独自施設POIデータ/ジオテクノロジーズ㈱

周辺のその他の施設などを示します。



アイコン その	他の施設	数	有無	直線距離
葬儀	場	0	ありません	-
オー	トレース、競輪、競艇、競馬場	0	ありません	-
ガソ	リンスタンド	0	ありません	_

アイコン	線路・道路・空港等	有無	直線距離
	鉄道路線が、直線距離500m以内に	ありません	_
	幹線道路および有料道路が、直線距離500m以内に	あります	25m
	高速道路が、直線距離500m以内に	ありません	-
	空港・飛行場が、直線距離5km以内に	ありません	-
	基地(自衛隊・米軍基地)が、直線距離5km以内に	ありません	_

解説

・在来鉄道では昼間で約60デシベル、国道等の幹線道路付近では昼間で約70デシベルの騒音が発生します。 なお、幹線道路から100m離れると約40デシベル減少します。

(参考:70-40≒30デシベルは、山間の戸建住宅地(夜間)と同等の騒音)

注意

・各施設はデータ元の収録状況により表示されない場合があります。予めご了承ください。

GT独自施設POIデータ/ジオテクノロジーズ㈱ ベースマップ/ジオテクノロジーズ㈱ <出典> PAREA-Road (2024) / 国際航業(株)

気候 (観測所、日照時間、気温)

最寄りの観測所名	観測内容	所在地	直線距離
韮崎	降水量、気温、風向、風速、日 照時間	韮崎市大草町若尾	4.9km
甲府	積雪の深さ	甲府市飯田 甲府地方気象台	5. 6km

日照時間

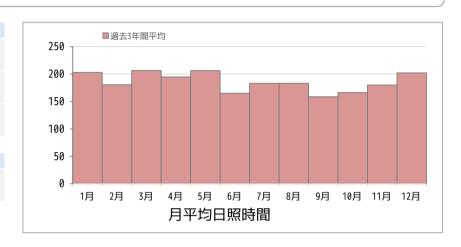
過去3年間の日照時間は平均

6.1時間/日

です。

	過去3年間平均
全国最長	7.9時間/日
全国平均	5.3時間/日
全国最短	3.1時間/日

	過去3年間平均
日照時間	2228.6時間/年



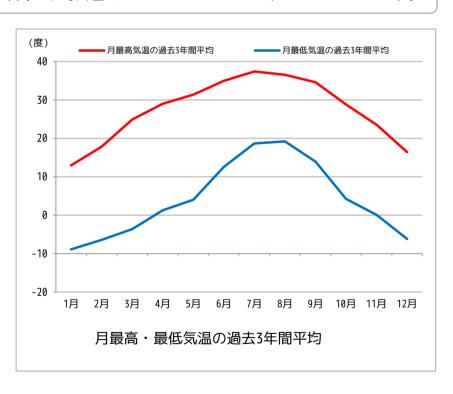
気温

過去3年間の平均気温は

14.6°C/日

です。

	過去3年間平均
全国最高	26.0°C/日
全国平均	13.7°C/日
全国最低	5. 4°C/日
	過去3年間
真冬日	0.0日/年
真夏日	69.0日/年
猛暑日	22.0日/年
熱帯夜	0.7日/年
最低気温	-11. 3°C
最高気温	37. 9°C



・観測内容に応じて、最も近い観測所の情報を表示します。対象地点の気候とは差異が生じる場合があります。

・日照とは、影ができる程度の日照がある時間をあらわします。日本ではおおむね1,500~2,199時間となります。

・真冬日:日最高気温が0℃未満 真夏日:日最高気温が30℃以上 猛暑日:日最高気温が35℃以上 熱帯夜:日最低気温が25℃以上

<出典> 気候データ(2025)/国際航業㈱ 2022年1月~2024年12月

※気象庁webサイト掲載の気象データ(2025年4月1日確認)を元に、国際航業㈱が編集・加工した情報です。

11

解説

気候(降水量、風向·風速、積雪深)

降水量

過去3年間の年間降水量は平均

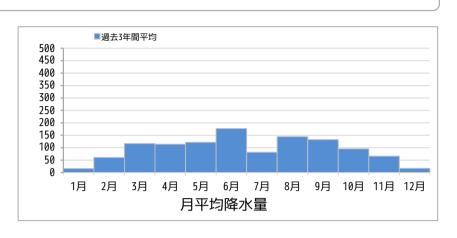
1144.3mm/年

です。

	過去3年間平均
全国最高	4604.7mm/年
全国平均	1710.7mm/年
全国最低	640.7mm/年
	過去3年間平均

1時間降水量 30mm以上

0.7回/年



風向·風速

過去3年間の平均風速は

1.9 m/s

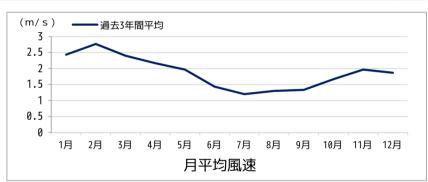
です。

	過去3年間平均
全国最高	8.2 m/s
全国平均	2.3m/s
全国最低	0.3m/s

	過去3年間平均
最多風向き	北西

平均風速 0.0回/年

3月 4月 5月 6月 7月 8月 風向



積雪深

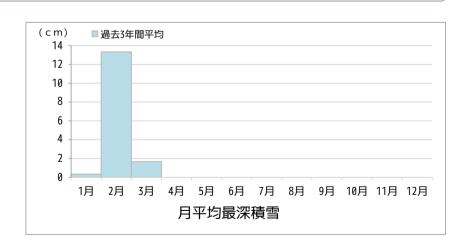
15m/s以上

過去3年間の平均最深積雪は

13.3cm/年

です。

	過去3年間平均
全国最高	414.3cm/年
全国平均	74.1cm/年
全国最低	0.0cm/年
	過去3年間平均
5cm以上の 積雪日	2.7日/年



解説

・1時間降水量30mm以上の雨とは、バケツをひっくり返したように降る激しい雨です。

この時傘をさしていてもぬれてしまいます。また道路が川のようになり、山崩れやがけ崩れが起きやすくなり危険地帯では避難の準備が必要です 都市では下水管から雨水があふれます。

<出典> 気候データ(2025)/国際航業(株) 2022年1月~2024年12月 ※気象庁webサイト掲載の気象データ(2025年4月1日確認)を元に、国際航業㈱が編集・加工した情報です。 半径1kmの範囲では、みどりが

約47.1%

を占めています。



	みどり	畑・水田	スギ・ヒノキ
半径1kmの範囲	47. 1%	28. 2%	4. 4%
半径2kmの範囲	58. 1%	18. 1%	3. 5%

みどりが少ない住宅地 おおむね みどりの面積5%未満



みどりが多い住宅地 おおむねみ どりの面積30%程度



別荘地 おおむねみどりの面積90% 程度



0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

・ここでの「みどり」とは、木や草が100m×100m (1ha) 以上の面積で生えている場所としています。

この中には公園や果樹園も含まれます。また、「緑の多い住宅地」とは1haの中に木や草が30%以上の面積を占めている住宅地となります。 なお、「みどり」の面積にはこの30%分も含めています

<出典> みどりに関するデータ(2024)/国際航業㈱

※「植生図GISデータ/環境省生物多様性センター」を元に、国際航業㈱が編集・加工した情報です。

解説

甲斐市の花





バラ科の落葉の高木です。4~5月にピンク色の花を咲かせます。

甲斐市の木

ケヤキ



ニレ科の落葉の高木です。4~5月に花を咲かせます。 秋におむすび形をした実をつけます。

甲斐市の鳥

_



指定がありません。

〈出典〉 市区町村のシンボルデータ(2024)/国際航業㈱
※各自治体の公開情報などを元に、国際航業㈱が編集・加工した情報です。

地域のイベント情報等

周辺のイベント情報を示します。



※画像はイメージです

●地域のお祭り

	20 - 20 - 21 - 2	
No.	イベント名称	想定動員人員
NO.	会場名	徒歩距離
1	おみゆきさん	1千人~1万人未満
	信玄堤公園	3.6 km
2	十日市祭典2024	5万人~10万人未満
	南アルプス市十日市場地区	11.5 km



※画像はイメージです

●季節のイベント

Ţ		
No.	イベント名称	想定動員人員
NO.	会場名	徒歩距離
(1)	親子ふれあい映画会	1千人~1万人未満
	双葉スポーツ公園	2.6 km
②	Fantasia Kofu 2023	5万人~10万人未満
② JR甲	JR甲府駅南口	7.6 km



※画像はイメージです

●その他のイベント

	•		
	No.	イベント名称	想定動員人員
	NO.	会場名	徒歩距離
	(1)	【花・見ごろ】岩森の花畑(ポピー)	1千人~1万人未満
	岩森の花畑	1.8 km	
	2	【紅葉・見ごろ】御岳昇仙峡	50万人~100万人未 満
2		御岳昇仙峡	16.1 km

注意

・システムで自動的に処理しているため、実際とは異なる場合があります。

地域の名所・スポット

周辺のお出かけスポットを示します。



※画像はイメージです

※画像はイメージです



※画像はイメージです

●お出かけスポット

No.	施設名称	徒歩距離
110.	所在地	に 少 正 円 正
	第1公園	
1	X A B	382 m
	甲斐市大垈	
	湯めみの丘	
2	(7)(0)(0)(0)	1.8 km
	甲斐市下今井2361-11	
	神明温泉志麻の湯	
3	11 -> 1/m >1< 12 -> 1/m	2.1 km
	甲斐市島上条3123	

●趣味・スポーツ施設

施設名称 No. 所在地		施設名称	徒歩距離
		所在地	尼少 亚南
		甲斐市双葉体育館	
	1	丁支印 从未停目站	2.5 km
		甲斐市宇津谷2221	
		甲斐市敷島体育館	
	2	中支印敖局怀月跖	2.5 km
		甲斐市島上条2294	
		島上条公園テニスコート	
	3	二二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	2.3 km
		甲斐市島上条1000-1	

●文化・教育施設

No.	施設名称	徒歩距離
NO.	所在地	化少止性
1	甲斐市立双葉図書館	2. 3 km
	甲斐市下今井230	
	甲斐市双葉ふれあい文化館	
2		2.3 km
	甲斐市下今井230	
	山梨県立美術館	
3		5.8 km
	甲府市貢川1-4-27	

●名所・旧跡

	771 18-23	
No.	施設名称	徒歩距離
110.	所在地	ルジル 門
1	ふるさと天文館	4.6 km
	南アルプス市野牛島2727	
	クリスタル・ミュージアム	
2		6.3 km
	甲府市貢川 1 — 1 — 7	
	銀河鉄道展望公園	0.7.1
3		6.7 km
	韮崎市穂坂町宮久保3144-1	

注意 ・システムで自動的に処理しているため、実際とは異なる場合があります。 ・システムの都合上、対象となる所在地のすべてが出力されない場合があります。

周辺環境レポート

レポート提供 / アットホーム株式会社

データ提供 / 🥌 国際航業株式会社

本資料の無断転載・複製・配布を禁止します。

山梨県甲斐市大垈【ミライズステージ大垈第2期】全10区面周辺レポート 20251022013232094212



人口世帯・地価・安心安全など統計情報のまとめ

対象地点 甲斐市大垈付近



住まいの窓口近鉄難波カウンター 本店 住まいの窓口不動産(株)

大阪府大阪市中央区難波4丁目1-15近鉄難波ビル1階(1階Regus受付) 0120-847-199

https://www.sumai77.com

作成日: 2025/10/22

【山梨県甲斐市:ミライズステージ分譲地(専属仲介事業部):第2

ユニット】

▷山梨県甲斐市2Fカウンター◁

ダイトースターレーン隣:「ハードオフ甲斐双葉店」(2階)

「統計調査レポート」のご利用について

はじめに

本規約は、アットホーム株式会社(以下、「当社」といいます。)が提供する周辺調査レポート(以下「本レポート」といいます。)の利用に関して生じるすべての関係に適用されるものとします。なお、本規約において、「利用者」とは、当社が提供するサービスである「不動産データプロ」を利用し本レポートを取得する者を指します。また、「利用者の顧客」とは、利用者より本レポート又は本レポートにかかる情報の提供を受ける者を指します。

第1条(レポートの性質)

- 1. 本レポートは、公的機関等により公開されている情報及び国際航業株式会社(以下、「提供兼許諾者」といいます。)が提供する情報(以下、「基礎情報」といいます。)を整理し、まとめたものです。なお、基礎情報は、当社が提供兼許諾者より提供及び許諾を受けて本レポートの作成に利用するものであり、現地調査を行って作成したものではありません。よって、その性質上、内容が必ずしも的確でない場合がありますので、以下の点に注意のうえ自己の判断に基づいてご利用ください。
- ①基礎情報の整備時点及び整備縮尺の違いやメッシュ化処理による誤差等の理由により、指定地点の現況が十分に反映できていない場合があること。
- ②基礎情報には、過去に遡ってさまざまな地域で作成されたものが混在しているため、基礎情報の整備後の開発、あるいは被災等で、地形、土地条件、構造物、周辺建物等が変化している 場合があること。
- ③本レポートは、あくまでも地理・地形的な要素に基づいて作成しているため、各種施設の整備状況や行政による施策・制限など、地形以外の要因で評価の内容が変わることも考えられる こと。
- ④行政コードによる集計に関しての統計値は、提供兼許諾者が独自の按分推計処理を行っているため、他の機関等が提供するものとは異なっている場合があること。
- 2. 本レポートは、利用者又は利用者の顧客が必要とするすべての情報を含むことを意図したものではありません。
- 3. 本レポートに記載されているデータ等は、独自の情報源及び方法に基づき収集したものであり、行政機関を含む他の機関等が提供する同様のデータとは異なっている場合があります。 第2条 (著作権等)

本レポートで表示又は出力される文章、画像、プログラム等のデータ、その他すべてのコンテンツに関する著作権等の権利は、当社、提供兼許諾者又はこれらのデータ等を当社若しくは提供兼許諾者に提供する第三者(以下、「権利元」といいます。)にそれぞれ帰属しています。但し、本レポートの表紙が利用者オリジナルデザインの場合及び「ご挨拶」ページがある場合、その部分のデザイン、文章、画像等の利用者が本レポートに追加掲載した内容に関する著作権等の権利は利用者に帰属します。

第3条(引用・転載資料について)

- 1. 本レポートでは、基礎情報の提供元(提供兼許諾者及び権利元をいい、以下本条において同様とします。) の出所を明示して引用又は転載した地図及び説明資料があります。
- 2. 引用・転載資料に関しては、書面であるか電子媒体であるかを問わず、基礎情報の提供元が著作権その他のデータに関する権利を有しており、本レポートに使用することの許諾のみを 得ています。

第4条(遵守事項)

- 1. 利用者及び利用者の顧客は、次に定める行為を行ってはならないものとします。
- ①当社、提供兼許諾者及び権利元の著作権その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- ②本レポートの全部又は一部について、第三者に販売又は貸与する行為。
- ③本レポートの全部又は一部について、利用者及び利用者の顧客以外の第三者に対して公開又は公衆送信する行為。
- ④本レポートの全部又は一部について、宅地建物取引業法第三十五条の重要事項の説明等の根拠とする行為。
- ⑤本レポートに含まれる出典元の記載を改変、削除等をする行為。
- ⑥本レポートに記載されたシリアル番号を改変、削除等をする行為。
- 2. 利用者は、利用者の顧客へ本レポートにかかる情報を提供するにあたって、当社の事前の承諾なく、本レポートの内容の全部若しくは一部を翻案又は改変をしてはならないものとします (翻案又は改変の内容によっては、提供兼許諾者より許諾を得る必要が生じるため、利用者に対する承諾に時間を要する場合があります。当社に承諾を求める場合は時間に余裕をもって ご連絡ください。)。なお、承諾にあたって当社が条件若しくは制限を付した場合には、これを遵守するものとします。
- 3. 利用者は、前項に基づいて翻案又は改変をする場合であっても、本レポートに含まれる数値、地図、図表、グラフ(これらの情報の出典元を含みます。)については、いかなる翻案、 改変又は削除をも行ってはならず、また、これらの情報及び出典元の記載の近接の箇所に、本レポートに記載のシリアル番号を明示的に表示しなければならないものとします。

第5条(免責事項)

- 1. 本レポートは、情報提供のみを目的として作成したものであり、特定の不動産の売買・賃貸借及び投資の推奨、勧誘又は申込みを目的としたものではありません。また、個々の利用者又は利用者の顧客のニーズや不動産売買・賃貸借・投資の目的、財務状況等を考慮して作成しているものではありません。
- 2. 当社、提供兼許諾者及び権利元は、本レポートで提供する内容について、その有用性、有効性、正確性、信頼性、最新性、網羅性及び利用者又は利用者の顧客が本レポートを入手する 目的への合目的性をなんら保証するものではありません。
- 3. 当社は、本レポートを利用したこと、又は本レポートに依拠したことによる結果のいかなるもの(直接・間接の損失、逸失利益及び損害を含むがこれらに限られない)についても一切 責任を負わないとともに、本レポートを直接・間接的に受け取るいかなる個人・法人に対しても法的責任を負うものではありません。
- 4. 利用者又は利用者の顧客は、本レポートに記載の地点にかかる不動産の各種取引を行うにあたっては、当該不動産及び近辺にかかる現況並びに行政機関等の第三者が提供する情報を必要に応じて自ら確認したうえで取引を行うものとし、本レポートに記載の情報のみを拠り所とし、これらの確認を怠ったことにより生じた損害については、当社、提供兼許諾者及び権利元は、一切の賠償責任を負わないものとします。
- 5. 本レポートにより提供したデータ、表、グラフの表示・表現・体裁・内容等は提供後に予告なしに変更されることがあります。その場合であっても、当社及び提供兼許諾者は本レポートに含まれる情報等を更新する義務を負うものではありません。
- 6. 本レポートの表紙が利用者オリジナルデザインの場合及び「ご挨拶」ページがある場合、その部分に関するすべての掲載内容は、利用者の責任において作成、掲載されたものであり、 当社及び提供兼許諾者は内容の正確性・信頼性について、なんら保証をするものではなく、一切の責任を負わないものとします。

筆6条(進枷法及び管轄裁判所)

この利用規約に関する準拠法は日本法とし、訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則 本規約は2021年6月17日より適用します。

以上

住まいの窓口近鉄難波カウンター 本店 住まいの窓口不動産(株)

◇マンション・新築戸建て・注文住宅・中古戸建・リフォーム&リノベーションの一軒家のマイホーム購入を全力サポート致します◇売却・買取査定・相続ご売却支援お任せください◇●地下鉄各線なんば駅から徒歩約1分の「住まいの窓口近鉄難波カウンター」へ是非お気軽にお立ち寄り下さいませ!●店舗近隣の有料提携駐車場もございます!◆新型コロナウイルス感染防止対策を徹底してお客様の安全を第一にお迎えしております◆◆ZOOM(ズーム)オンライン来店【非対面・非訪問】・不動産のご相談◆◆LINEで気軽に無料相談◆(LINE公式アカウント「住まいの窓口」)・LINEアプリを開き、「友達ID検索」などの検索ボックスに、ID→ @821gfauh を入力して検索◆【不動産売却無料査定・買取無料査定】非訪問・非来店の※『売却・買取査定:ZOOM(ズーム)オンライン査定実施しております』

住所	大阪府大阪市中央区難波4丁目1-15近鉄難波ビル1階(1階Regus受付)	電話番号	0120-847-199
免許番号	大阪府知事免許(1)第62357号	所属団体	(一社)大阪府宅地建物取引業協会
保証協会	(公社)全国宅地建物取引業保証協会		

担当者からのご挨拶



住まいの窓口 近鉄難波カウンター【大阪なんば本社】

代表取締役CEO 保坂 仁

- ◇新築戸建て・注文住宅・中古戸建・中古マンション・リフォーム&リノベーションの一軒家&マンションのマイホーム購入を全力サポート致します!
- ◇売却・買取査定・相続ご売却支援お任せください◇
- ●地下鉄各線なんば駅から徒歩約1分の「住まいの窓口近鉄難波カウンター」へ是非お気軽にお立ち寄り下さいませて
- さいませ! ●店舗近隣の有料提携駐車場もございます!
- ◆新型コロナウイルス感染防止対策を徹底してお客様の安全を第一にお迎えしております◆
- ◆ZOOM(ズーム)オンライン来店【非対面・非訪問】・不動産お住まい探しのご相談◆
- ◆LINEで気軽に無料相談◆ (LINE公式アカウント「住まいの窓口」)
- ◆【不動産売却無料査定・買取無料査定】非訪問・非来店の※『売却・買取査定: ZOOM (ズーム) オンライン査定実施しております』

皆様のご来店を心よりお待ち致しております!

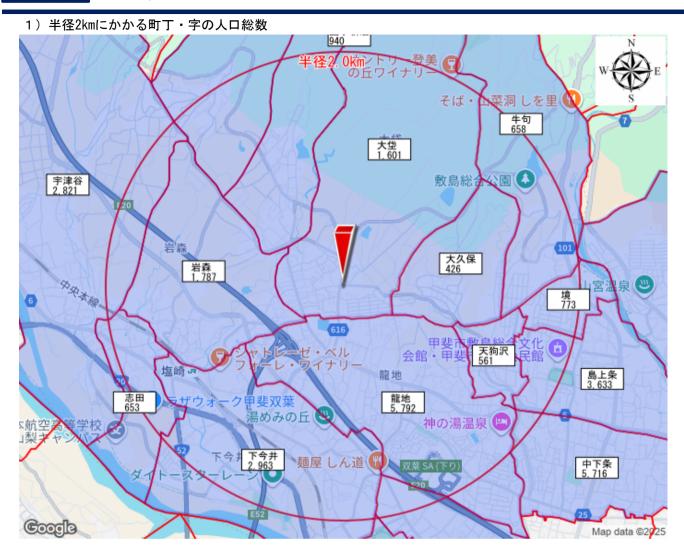
統計情報に関する情報のまとめ

人口構成 (周辺 ...P1~P4 **2km** にかかる町丁・字) 人口は2020年調査で 42.564人 2015年調査からの増減率は +0.9% です。 (増加率) 2024年調査比 70歳以上 70歳以上 +11.5% 最多年齡帯 最も増加した年齢帯(2024年推計) 20年以上 未就学者・在学者 8.249人 19.6% 最多居住期間 (人口比) 2030年の将来推計人口は 41,202人 2050年の将来推計人口は 36,365人 です。 ※将来推計人口は、2020年国勢調査の値を基準に算出した値を表示しています。 世帯構成 (周辺 **2km** にかかる町丁・字) ...P5~P7 世帯数は2020年調査で 16.996世帯 2015年調査からの増減率は +4.6% です。 2人世帯 一戸建世帯 最多世帯人員 最多世帯(一戸建・共同住宅) 最多世帯(持ち家・借家) 持ち家世帯 最多世帯(年収帯) 200万円未満 **住民基本台帳** (対象地点に該当する市区町村: 山梨県甲斐市) · · · P8∼P10 人口は2024年で 76.514人 2023年からの増減率は -0.1%です。 34,853世帯 2023年からの増減率は +0.9% 世帯数は2024年で です。 安心・安全 · · · P11 乗降客数 (周辺 **2km** にかかる駅) · · · P12 最も乗降客数が多い駅は、 乗降客数は平均 塩崎駅 1,814人/日 です。 商業統計 (周辺 2km にかかる町丁・字) · · · P13 最も多い業態別店舗は、 専門店 です。 最も多い店舗数の販売額 200万~2,000万円未満 最も多い売り場面積 50~500㎡未満 公示·基準地価 ...P14~P16 -0.7%最寄りの地価の前年からの変動率は です。

· · · P17

取引価格情報

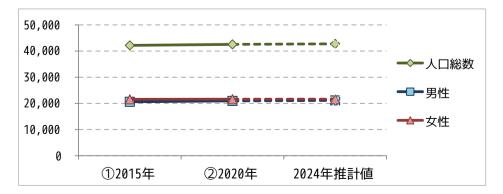
人口構成 (総数と性別)



人口は2020年調査で	42, 564人	2015年調査からの増減率は	+0. 9%	です。
-------------	----------	----------------	--------	-----

	①2015年	②2020年	増減率 (②÷①)	2024年推計值
人口総数	42, 178	42, 564	+0. 9%	42, 763
男性	20, 618	20, 955	+1.6%	21, 149
女性	21, 560	21, 609	+0. 2%	21, 614

従業者人口	人口比※
12, 605	29. 6%
6, 120	29. 2%
6, 484	30. 0%



昼間人口	人口比※
31, 340	73. 6%

※人口比は2020年人口と比較した割合です

事業所数 1,452

推計値

2015年と2020年の国勢調査データに基づいてコーホート法、世帯主率法を用いて算出した推計値です。 東日本大震災の影響により、福島県の一部市町村において推計を行っておりません。

<出典> PAREA-Stat. Population forTown (2024)/国際航業㈱

PAREA-Stat. Office forTown(2024)/国際航業㈱

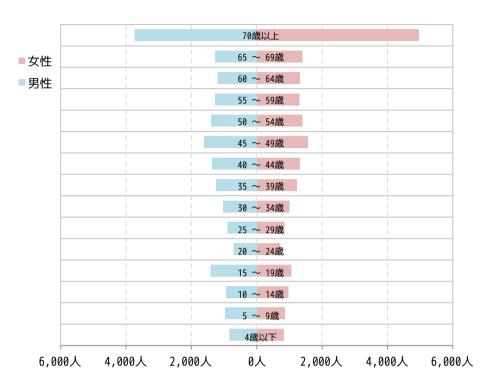
PAREA-Stat. Population-OfficeLink forTown(2024)/国際航業㈱

1

人口構成 (年齢別)

1) 半径2kmにかかる町丁・字の年齢別人口

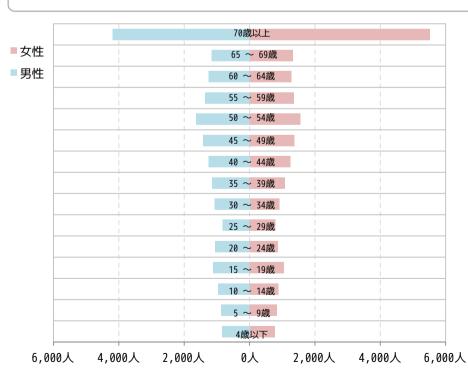
2020年調査の最多年齢帯は 70歳以上 で人口は 8,709人 です。



年齢帯	2020年
70歳以上	8, 709
65~69歳	2, 683
60~64歳	2, 519
55~59歳	2, 583
50~54歳	2, 795
45~49歳	3, 193
40~44歳	2, 691
35~39歳	2, 477
30~34歳	2, 048
25~29歳	1, 744
20~24歳	1, 431
15~19歳	2, 476
10~14歳	1, 908
5~9歳	1, 837
4歳以下	1, 672
総計	42, 564
※総計には年	F齢不詳を含みます
平均年齢	46. 4

2) 半径2kmにかかる町丁・字の年齢別人口(推計)

2024年推計で最も増加した年齢帯は 70歳以上 2020年調査からの増減率は +11.5% です。



年齢帯	2024年推計値
70歳以上	9, 707
65~69歳	2, 492
60~64歳	2, 527
55~59歳	2, 719
50~54歳	3, 188
45~49歳	2, 786
40~44歳	2, 503
35~39歳	2, 213
30~34歳	1, 993
25~29歳	1, 611
20~24歳	1, 904
15~19歳	2, 161
10~14歳	1, 841
5~9歳	1, 702
4歳以下	1, 618
総計	42, 763
※総計には年	手齢不詳を含みます
平均年齢	47. 7

推計値

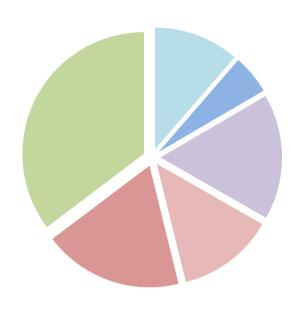
2015年と2020年の国勢調査データに基づいてコーホート法、世帯主率法を用いて算出した推計値です。 東日本大震災の影響により、福島県の一部市町村において推計を行っておりません。

<出典> PAREA-Stat. Population forTown (2024)/国際航業㈱

人口構成 (就学状況·居住期間)

1) 半径2kmにかかる町丁・字の居住期間

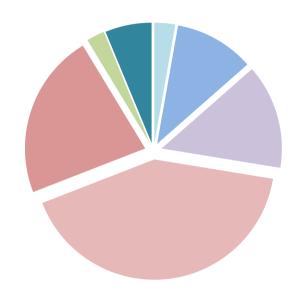
最も多い居住期間は、 20年以	人口は	13, 892 <i>)</i>	です。
-----------------	-----	------------------	-----



項目名	人口	割合(%)
出生時から	4, 475	11. 4%
■1年未満	2, 057	5. 2%
■1~5年未満	6, 563	16. 7%
■5~10年未満	5, 075	12. 9%
■10~20年未満	7, 309	18.6%
■20年以上	13, 892	35. 3%

2) 半径2kmにかかる町丁・字の就学状況

未就学者・在学者は 8,249人 最も多いのは 小・中学校生 です。



項目名	人口	割合(%)
未就学者	2, 275	27. 6%
■幼稚園	231	2.8%
■保育園	885	10. 7%
■その他未就学者	1, 159	14. 1%
在学者	5, 974	72. 4%
■小・中学校生	3, 425	41. 5%
■高等学校生	1, 833	22. 2%
■短大・高専生	200	2. 4%
■大学・大学院生	516	6. 3%

注意 1)~2)ついて「不詳」や「その他」は掲載していないため、各項目の合計と人口総数の値は一致しない場合があります。

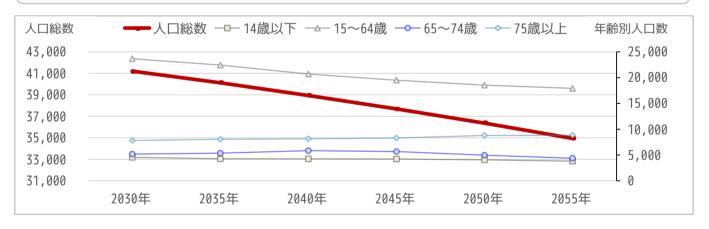
<出典> PAREA-Stat. Population forTown (2024)/国際航業㈱

1

将来推計人口

1) 半径2kmにかかる町丁・字の将来推計人口 そば 牛句 655 大垈 1.621 敷島総 公園 ⚠ 宇津谷 大久保 460 岩森 1,693 學本學 甲斐 東島総会館・甲斐 天狗沢 562 島上条 3,620 龍地 志田 695 x航空 神の湯温泉 麺屋しん道 Coords

2030年の将来推計人口は 41,202人 2050年の将来推計人口は 36,365人 です。



	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年
人口総数	41, 202	40, 118	38, 935	37, 690	36, 365	34, 945
14歳以下	4, 547	4, 274	4, 254	4, 224	4, 066	3, 812
15~64歳	23, 660	22, 435	20, 698	19, 496	18, 542	17, 920
65~74歳	5, 178	5, 359	5, 844	5, 674	4, 967	4, 372
75歳以上	7, 817	8, 050	8, 140	8, 297	8, 791	8, 841

・本ページで扱う将来推計人口値は2020年の国勢調査に基づいてコーホート法を用いて算出された値です。

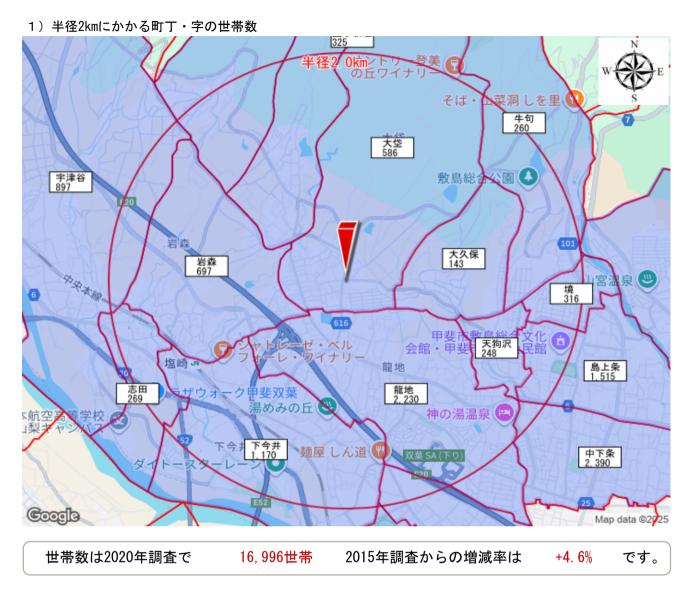
注意・東日本大震災の影響により、福島県の一部市町村において推計を行っておりません。

・実際の値とは異なる場合がありますので、ご注意ください。

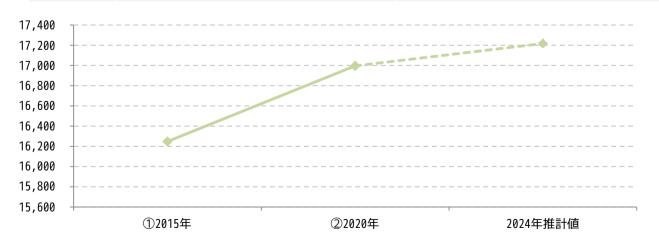
<出典> 将来推計人口(2024)/国際航業㈱

国土数値情報 250mメッシュ別将来推計人口 (2024年国政局統計) (shape形式版)/国土交通省を元に、 国際航業㈱が編集・加工した情報です。

国際航業㈱が編集・加工した情報です。 シリアルNo. 20251022013232094212 04



	①2015年	②2020年	増減率(②÷①)	2024年推計值
世帯総数	16, 248	16, 996	+4. 6%	17, 217



推計値 2015年と2020年の国勢調査データに基づいてコーホート法、世帯主率法を用いて算出した推計値です。 東日本大震災の影響により、福島県の一部市町村において推計を行っておりません。

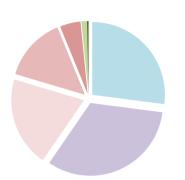
<出典> PAREA-Stat. Population forTown (2024)/国際航業㈱

2) 半径2kmにかかる町丁・字の世帯人員別世帯数

最も多い世帯人員別世帯は、

2人世帯

です。



項目名	世帯数	割合(%)
総世帯数	16, 996	
■単身世帯数	4, 598	27. 1%
■ 2 人世帯数	5, 529	32. 5%
■3人世帯数	3, 403	20.0%
■ 4 人世帯数	2, 417	14. 2%
■ 5 人世帯数	782	4. 6%
■ 6 人世帯数	210	1. 2%
■7人以上世帯数	57	0. 3%

平均世帯人員

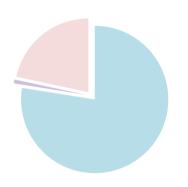
2.4人

3) 半径2kmにかかる町丁・字の住宅の建て方別世帯数

最も多い住宅の建て方別世帯は、

一戸建世帯

です。



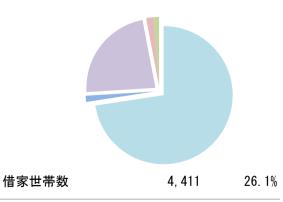
項目名	世帯数	割合(%)
■一戸建世帯数	12, 915	77. 5%
■長屋建世帯数	140	0.8%
■共同住宅世帯数	3, 606	21.6%
1~2階建て 3~5階建て 6~10階建て 11階建て以上	2, 722 884 0	16. 3% 5. 3% 0. 0% 0. 0%

4) 半径2kmにかかる町丁・字の持ち家・借家別世帯数

最も多い持ち家・借家別世帯は、

持ち家世帯

です。



項目名	世帯数	割合(%)
■持ち家世帯数	12, 258	72. 6%
■公営・UR・公社の借家世帯数	241	1. 4%
■民営の借家世帯数	3, 881	23. 0%
■給与住宅世帯数	289	1. 7%
■間借り世帯数	219	1. 3%

注意

※2)~4)ついて「不詳」や「その他」は掲載していないため、各項目の合計と世帯総数の値は一致しない場合があります。

1) 半径2kmにかかる町丁・字の世帯年収帯別の世帯数

最も多い世帯年収帯は、 200万円未満 です。



年収区分	世帯数
200万円未満	2, 950
■200~300万円未満	2, 550
■300~400万円未満	2, 321
400~500万円未満	2, 285
■500~600万円未満	1, 758
■600~700万円未満	1, 618
■700~800万円未満	914
■800~900万円未満	708
■900~1,000万円未満	589
■1,000~1,500万円未満	970
■1,500万円以上	332

※世帯数には間借り、住宅以外の世帯も含まれます。

2) 半径2kmにかかる町丁・字の世帯年収帯別の持ち家・借家別世帯数



<出典> Income Light 推計年収階級別世帯数(2024)/技研商事インターナショナル㈱

24

14

88

47

19

18

20

16

13

12

18

住民基本台帳人口構成(総数と性別)

1)調査地点の市区町村の人口総数と世帯数

山梨県甲斐市

における人口総数と世帯数は、

人口総数は 76,514人 2023年からの増減率は -0.1% です。

世帯数は 34,853世帯 2023年からの増減率は +0.9%です。

山梨県甲斐市

の過去10年の人口総数と世帯数集計値

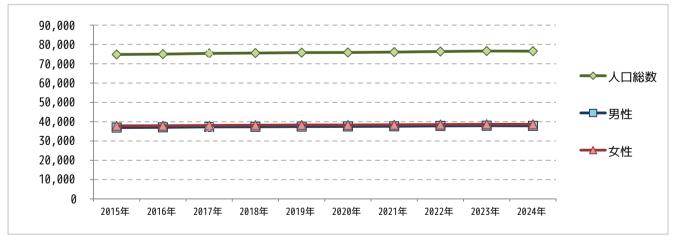
	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
人口総数	74, 811	74, 977	75, 373	75, 545	75, 771	75, 843	76, 038	76, 343	76, 598	76, 514
男性	36, 946	37, 070	37, 296	37, 361	37, 463	37, 542	37, 627	37, 807	37, 921	37, 852
女性	37, 865	37, 907	38, 077	38, 184	38, 308	38, 301	38, 411	38, 536	38, 677	38, 662
世帯数	30, 772	31, 187	31, 685	32, 158	32, 588	33, 006	33, 474	34, 066	34, 556	34, 853

山梨県甲斐市

の過去10年の人口総数と世帯数の増減率

※最も古い調査年を基準に増減率を表示

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
人口総数	_	+0. 2%	+0. 8%	+1.0%	+1.3%	+1.4%	+1.6%	+2. 0%	+2. 4%	+2. 3%
男性	-	+0.3%	+0. 9%	+1.1%	+1.4%	+1.6%	+1.8%	+2. 3%	+2. 6%	+2. 5%
女性	-	+0. 1%	+0.6%	+0.8%	+1. 2%	+1. 2%	+1.4%	+1.8%	+2. 1%	+2. 1%
世帯数	-	+1. 3%	+3.0%	+4. 5%	+5. 9%	+7. 3%	+8.8%	+10. 7%	+12. 3%	+13. 3%





注意

本データは、総務省が公開する住民基本台帳データを元に、10年分のデータを集計・加工したものです。 システムで自動的に処理しているため、実際とは異なる場合があります。正確な数値を必要とされる場合には、 必ず市区町村のHPなどをご確認ください。

<出典> 住民基本台帳(総人口) (2024)/国際航業㈱,住民基本台帳(年齢別人口)(2024)/国際航業㈱

住民基本台帳人口構成 (人口動態)

1)調査地点の市区町村の人口動態

山梨県甲斐市

における転入者総数と転出者総数は、

転入者総数は

3.340人

転入率は

4.4% です。

転出者総数は

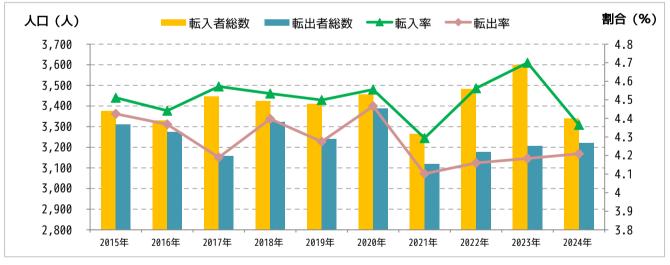
3,221人

転出率は

4.2% です。

山梨県甲斐市 の過去10年の転入者総数と転出者総数

		2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
	総数	3, 375	3, 330	3, 446	3, 425	3, 409	3, 455	3, 265	3, 483	3, 600	3, 340
転入者	国内	3, 239	3, 191	3, 311	3, 278	3, 193	3, 302	3, 142	3, 398	3, 385	3, 111
	国外	136	139	135	147	216	153	123	85	215	229
	率	4. 5%	4. 4%	4. 6%	4. 5%	4. 5%	4. 6%	4. 3%	4. 6%	4. 7%	4. 4%
	総数	3, 310	3, 275	3, 158	3, 322	3, 239	3, 387	3, 119	3, 176	3, 205	3, 221
転出者	国内	3, 202	3, 173	3, 023	3, 186	3, 085	3, 241	3, 014	3, 080	3, 066	3, 049
五四四	国外	108	102	135	136	154	146	105	96	139	172
	率	4. 4%	4. 4%	4. 2%	4. 4%	4. 3%	4. 5%	4. 1%	4. 2%	4. 2%	4. 2%
出生者	首数	688	743	725	714	729	683	673	648	601	567
死亡者	首数	606	629	587	634	672	680	608	643	730	771





本データは、総務省が公開する住民基本台帳データを元に、10年分のデータを集計・加工したものです。 システムで自動的に処理しているため、実際とは異なる場合があります。正確な数値を必要とされる場合には、 必ず市区町村のHPなどをご確認ください。

住民基本台帳(総人口) (2024)/国際航業㈱,住民基本台帳(年齢別人口)(2024)/国際航業㈱

住民基本台帳人口構成 (年齡別)

1)調査地点の市区町村の年齢別人口

山梨県甲斐市

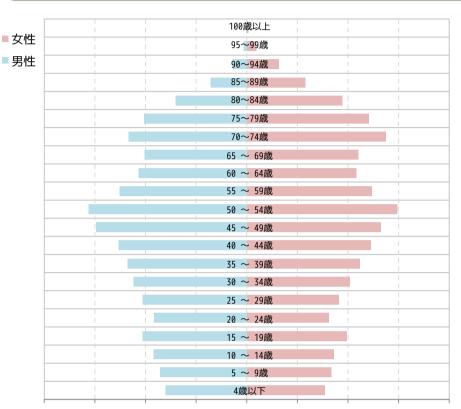
における最多年齢帯は

50~54歳

で人口は

6, 104人

です。



年齢帯	2024年
100歳以上	37
95~99歳	258
90~94歳	921
85~89歳	1, 877
80~84歳	3, 296
75~79歳	4, 441
70~74歳	5, 095
65~69歳	4, 231
60~64歳	4, 304
55~59歳	4, 988
50~54歳	6, 104
45~49歳	5, 625
40~44歳	4, 990
35~39歳	4, 588
30~34歳	4, 277
25~29歳	3, 886
20~24歳	3, 459
15~19歳	4, 039
10~14歳	3, 567
5~9歳	3, 387
4歳以下	3, 144
総計	76, 514
※総計には年	≅齢不詳を含みます

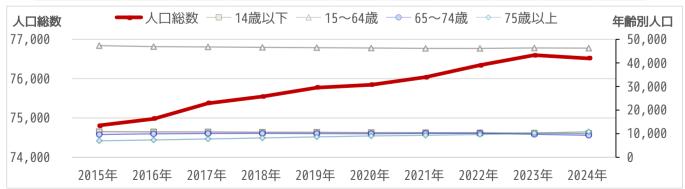
4,000人 3,000人 2,000人 1,000人

0人 1,000人 2,000人 3,000人 4,000人

山梨県甲斐市

の過去10年の年代区分ごとの構成人数

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
人口総数	74, 811	74, 977	75, 373	75, 545	75, 771	75, 843	76, 038	76, 343	76, 598	76, 514
14歳以下	10, 844	10, 766	10, 744	10, 621	10, 597	10, 476	10, 408	10, 333	10, 242	10, 098
15~64歳	47, 314	46, 913	46, 758	46, 593	46, 459	46, 310	46, 156	46, 150	46, 332	46, 260
65~74歳	9, 659	9, 956	10, 098	10, 129	10, 059	10, 002	10, 151	10, 191	9, 751	9, 326
75歳以上	6, 994	7, 342	7, 773	8, 202	8, 656	9, 055	9, 323	9, 669	10, 273	10, 830



注意

本データは、総務省が公開する住民基本台帳データを元に、10年分のデータを集計・加工したものです。 システムで自動的に処理しているため、実際とは異なる場合があります。正確な数値を必要とされる場合には、 必ず市区町村のHPなどをご確認ください。

<出典> 住民基本台帳(総人口) (2024)/国際航業㈱,住民基本台帳(年齢別人口)(2024)/国際航業㈱

4 安心・安全

1) 調査地点の市区町村の交通事故発生件数 (2023年)

人口1万人当たりの交通事故発生件数は甲斐市で 29.24件です。山梨県では 22.64件で、 山梨県 と比べて多い です。



曜日別_交通事故発生割合

□ 日

□ 月

□ 火

□ 火

□ 水

□ 木

□ 金

□ 土

時間帯別_交通事故発生割合

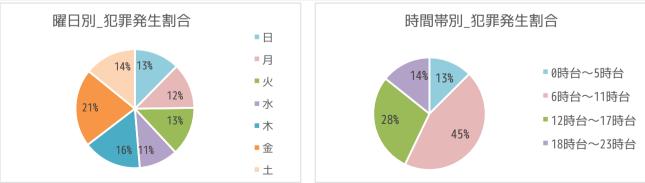
128 78

0時台~5時台
6時台~11時台
12時台~17時台
18時台~23時台

2) 調査地点の市区町村の犯罪発生件数(2023年)

人口1万人当たりの犯罪発生件数は甲斐市で 14.75件です。山梨県では 10.27件で、 山梨県 と比べて 多い です。





日付、時刻が不明なデータについては各種グラフから除外しております。

交通事故情報は車両、列車などの交通によって起こされた人の死亡または負傷を伴う事故と定義します。

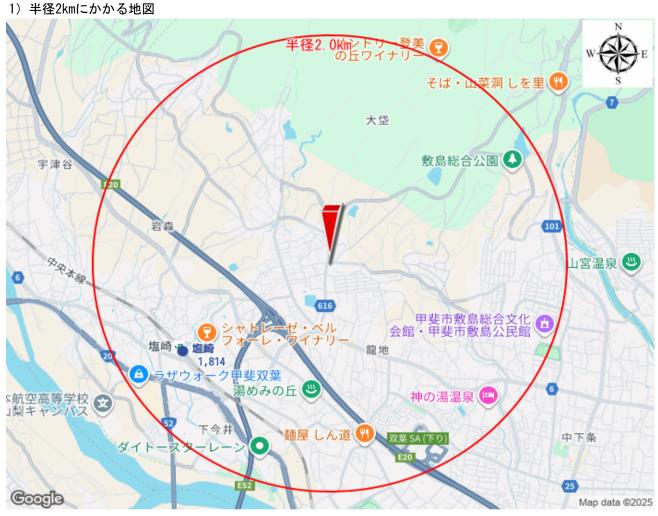
犯罪情報は窃盗7手口(ひったくり、車上ねらい、部品ねらい、自動販売機ねらい、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗)と定義します。

<出典> 「山梨県の犯罪オープンデータ」(山梨県警察)(https://www.pref.yamanashi.jp/police/p_anzen/hanzai_opendate.html)を元 に国際航業株式会社が作成

「交通事故統計情報のオープンデータ」(警察庁) (https://www.npa.go.jp/publications/statistics/koutsuu/opendata/index_opendata.html) を元に国際航業株式会社が作成

11

注意



2) 対象地点から近い順に最大15件(2km) 圏内までの乗降客数

対象地点から近い15件の駅の内、最も乗降客数が多い駅は 塩崎駅 路線は 中央本線 1,814人/日 乗降客数は平均 です。

No	路線名	駅名	調査年	乗降客数	直線距離(m)
1	中央本線	塩崎	2021	1, 814	1, 456
2	-	-	-	-	-
3	-	-	-	-	-
4	-	-	-	_	_
5	_	-	-	-	_
6	-	-	-	-	-
7	-	-	-	-	_
8	-	-	-	-	_
9	-	-	-	_	_
10	-	-	-	-	_
11	-	-	-	-	-
12	-	-	-	-	_
13	-	-	-	-	_
14	-	-	-	_	_
15	-	-	-	-	-

解説 ・乗降客数は1日あたりの平均乗降客数で、原則、事業者ごとの同一駅の集計値となります。

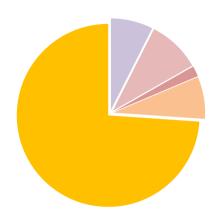
<出典> 駅乗降客数データ (2024)/技研商事インターナショナル(株)

1) 半径2kmの業態別店舗数

最も多い業態別店舗は、

専門店

です。



項目名	店舗数	割合(%)
■百貨店	0	0.0%
■総合スーパー	0	0.0%
■専門スーパー	12	7. 5%
■コンビニエンスストア	15	9. 3%
■ドラッグストア	3	1. 9%
■その他のスーパー	12	7. 5%
<mark>■</mark> 専門店(<mark>※</mark>)	119	73. 9%
■その他の小売店	0	0.0%

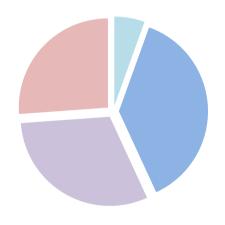
※ 専門店とは、取り扱い商品が、特定の分野で90%以上占めるお店で、 種類としては、衣料品専門店、 食料品専門店、住関連専門店があります。

2) 半径2kmの年間商品販売額別店舗数

最も多い商品販売額帯は、年間

200万~2,000万円未満

の店舗です。



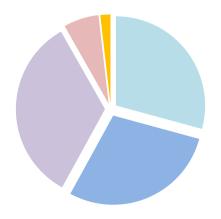
項目名	店舗数	割合(%)
■200万円未満	12	5. 5%
■200万~2,000万円未満	82	37. 6%
■2,000万~1億円未満	67	30. 7%
■1億円以上	57	26. 1%

3) 半径2kmの売り場面積帯別店舗数

最も多い売り場面積帯は、

50~500㎡未満

です。



項目名	店舗数	割合(%)
■20㎡未満	64	29. 2%
■20~50㎡未満	63	28. 8%
■50~500㎡未満	74	33.8%
■500~1,500㎡未満	14	6. 4%
■1, 500~3, 000㎡未満	4	1.8%
■3,000㎡以上	0	0.0%

<出典> PAREA-Stat. Commerce forTown(2024)/国際航業㈱

7

公示地価·基準地価

1) 半径2kmの公示地価・基準地価を表示しています



ノルヴ	ילן ט'י									
公示	基準	公示基準	用途区分							
			住宅地							
			宅地見込地							
•			商業地							
•	_		準工業地							
•			工業地							
			市街地調整区内 現状宅地							

口 個

一番近い地価の前年からの変動率は

-0.7%

です。

林地

2) 対象地点から近い順に公示地価・基準地価を4つ表示しています。

2/ /J 3//			皿ですり扱かし	C 0 00 7 8		
No	番号	価格	調査基準日	対前年増減率	用途地域	直線距離
A	甲斐-11	26, 700 (円/㎡)	2024/7/1	-0. 7%	第一種中高層住居専用地域	231m
2	甲斐-3	22, 400 (円/㎡)	2025/1/1	0.0%	第一種住居地域	380m
3	甲斐-12	12, 600 (円/㎡)	2024/7/1	-3. 1%	_	761m
4	甲斐-9	26, 300 (円/㎡)	2024/7/1	-0.8%	第一種住居地域	1009m

	番号	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	•
	甲斐-11	2. 90	2. 86	2. 82	2. 79	2. 77	2. 75	2. 73	2. 71	2. 69	
										単位	立∶万円/㎡
3.0 T	·- <u>-</u>										
2.9											
2.8 +-											
2.0											_
2.7 +-											
2.6						1	1				
	2015年 20	016年 20	17年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022	年 202	23年	2024年
標準地番	:문		田圭	≣ −11		調本	基準日			2024/	/7 /1
住居表示			.1.2	文 11 脚盘坐中日 2021/7/1					7/1		
所在並び			山季	山梨県 甲斐市大垈字松葉100番39							
交通施設				塩崎 2100m							
用途区分			_	-	住居専用	地域 利用	現況		住宅	3	
周辺の土	地の利用現	況	— 舟	住宅等点	が建ち並ん	(区画整然	然とした住	宅地域			
価格			26,	700(円/r	n¹)	地積	Į		199	(m³)	
前面道路	の状況		北	4.0m 市[区町村道	形状	: (間口:	奥行き)	1.0	(%) 1.0) (%)
その他の	接面道路										
建物構造			LS								
給排水等				1 下水							
	(%)/容積率	卒(%)		60/150							
法規制			市往	市街化区域及び市街化調整区域以外の都市計画区域							

番号	- 2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年		
2 甲斐-		2 43	2 38	2 34	2. 31	2. 28	2. 26	2. 25	2 24	2. 24		
TX	2. 40	2. 40	2.00	2. 04	2.01	2. 20	2. 20	2. 20		:万円/㎡		
2 5									+12	. 72 1/ 111		
2.5												
2.4 +												
2.7												
2.3 +												
2.2 +							-					
2.4												
2.1	2017/ 2	1010/T	2010/	2020/=	2021/	2022/	2027	/_	4/-	101F/T		
2016年	2017年 2	1018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023	年 202	44	2025年		
標準地番号		甲县	長−3		調査	基準日			2025/1	/1		
住居表示												
所在並びに地番			山梨県 甲斐市大垈字堰西2588番外									
交通施設、距離			塩崎 2100m									
用途区分			第一種住居地域 利用現況					住宅	住宅			
周辺の土地の利力	用現況	中表	見模農家の	主宅が建た	ち並ぶ既原		į					
価格			400(円/r		地積			494 (
前面道路の状況		西	4.7m 市i	道	形划	: 間口:	奥行き)	1.0(%) 1.2	(%) 台形		
可固但四少次心												
その他の接面道	路											
	路	W										
その他の接面道は	路	W 水道	<u></u>									
その他の接面道は 建物構造												

<出典> 国土数値情報(2025年地価公示データおよび2024年都道府県地価調査データ)/国土交通省

	番号	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年		
3	甲斐-12	1. 75	1.67	1. 58	1. 50	1. 45	1.40	1. 37	1. 34	1. 30	1. 26		
										単位	∷万円/㎡		
2.0 $_{ op}$ -													
				_									
1.5 +-			-										
1.0 +-										-			
0.5 +-													
0.0 —													
	2015年 20)16年 20)17年 :	2018年	2019年	2020年	2021年	2022	· 年 20 [.]	23年	2024年		
•	2013 20	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		2010	2015	2020 1	2021	2022	, 20.	-5 1	2021		
	_										_ , .		
標準地番号			甲斐	≣ −12		調査	基準日			2024/7/1			
住居表示													
所在並び			山季	以県 甲氢	是市大久保	呆字村前 2	286番						
交通施設	、距離		竜王	3600m									
用途区分	•		_			利用	利用現況				住宅		
周辺の土	:地の利用現	況	農家	農家住宅が建ち並ぶ古くからの住宅地域									
価格			12,	600(円/r	ท์)	地積	Į		682	(m³)			
前面道路の状況			南	6.8m 市区	区町村道	側道 形状	: 間口:	奥行き)	1.0	(%) 1.2	(%)		
その他の接面道路			側道	側道 西									
建物構造				W									
給排水等			水道	水道									
	(%)/容積至	率(%)		60/200									
法規制			市往	市街化調整区域									

A	番号	00157	00107	0017/=	0010/=	0010/=	0000 /=	0001 &	0000 /=	0000 &	0004	
	母亏 甲斐-9	2015年 2,89	2016年 2.85	2017年 2.81	2018年 2.77	2019年 2.73	2020年 2.70	2021年	2022年	2023年 2.65	2024年 2.63	
4	中安-9	2. 89	2. 80	2. 81	Z. 11	2. 13	2. 70	2. 68	2. 66			
										甲辺	:万円/m	
3.0 T												
2.9 +												
2.8 +												
2.7												
2.6											-	
2.5 +	20457	2455	047/	22425	22427	2000 /=	2024 5			7.7		
	2015年 2	016年 2	017年	2018年	2019年	2020年	2021年	₹ 2022	2年 20.	23年 2	2024年	
票準地番	:号		甲基	툳-9		調査	基準日			2024/7	//1	
主居表示												
近在並び	に地番		山季	山梨県 甲斐市龍地字着物沢4990番3外								
交通施設	、距離		塩嶋	奇 780m								
用途区分			- •	第一種住居地域 利用現況					住宅	住宅		
	地の利用現	.況			中に空地等			也域				
西格				300(円/r		地積			316			
前面道路			南西	4.0m ដ	直路	形状	:(間口:	奥行き)	1. 0	(%) 2.0	(%)	
	接面道路											
建物構造				W								
洽排水等		- (a.)		水道								
_里 ぺい率 去規制	(%)/容積率	华(%)		60/200 市街化区域及び市街化調整区域以外の都市計画区域								

<出典> 国土数値情報(2025年地価公示データおよび2024年都道府県地価調査データ)/国土交通省

不動産取引価格情報



地点と同じ住所(大字)の不動産取引価格情報(2025年第1四半期から過去3年間)を取引時点が新しい順に、最大3件表示しています。

【マン	√ション】 ★マ	一クは改装済の価格です。						単位:円	
No	4壬 华五	住所	_	2 14 III	面積/㎡	構造	ī	都市計画	
NO	No 種類 取引価格		m [°] 単価		間取	築年	Ξ	取引時点	
【戸廷	★マークは	改装済の価格です。						単位:円	
NI-	種類	住所	2 24 /TE	土地面積	建築年	道路種類	間口	都市計画	
No	土地の形状	取引価格	m [°] 単価	延床面積	構造	道路方位	道路幅員	取引時点	
4	宅地(土地と建物	勿) 山梨県甲斐市大垈	10,000	200	1969年	市道	15	1 中住専	
1	ほぼ正方形	1, 000, 000	10, 000	100	木造	南	6	2024年第3四半期	
2	宅地(土地と建物	勿) 山梨県甲斐市大垈	157 140	210	2005年	市道		非線引き	
2	ほぼ長方形	22, 000, 000	157, 142	140	木造	南西	6	2024年第3四半期	
3	宅地(土地と建物	勿) 山梨県甲斐市大垈	52, 941	200	1994年	市道	15	1 中住専	
3	ほぼ正方形	4, 500, 000	52, 941	85	木造	東	6	2024年第1四半期	
【土地	<u> </u>							単位:円	
No	千禾 米 石	住所		面積	∮/m 道路	A種類	間口	都市計画	
NO	種類	取引価格	m [*] 単価	土地位	の形状 道路	方位 道	路幅員	取引時点	
1	⇒₩ (★₩)	山梨県甲斐市大垈	32, 000	300	市道	11	非	線引き	
'	宅地(土地)	9, 600, 000	32, 000	ほぼ虫	整形 北	6	20	24年第2四半期	
2	宅地(土地)	山梨県甲斐市大垈	35, 600	250	私道	私道 13		種住居	
_	七地(土地)	8, 900, 000	35, 000	ほぼ長	長方形 南	5	20	2024年第1四半期	
3	宅地(土地)	山梨県甲斐市大垈	18, 222	450	私道	13	1	種住居	
3	七地(土地)	8, 200, 000	10, 222	長方形	南	5	20	23年第2四半期	

統計調査レポート

レポート提供 / **アットホーム株式会社** データ提供 / **ミ** 国際航業株式会社

本資料の無断転載・複製・配布を禁止します。

山梨県甲斐市大垈【ミライズステージ大垈第2期】全10区面周辺レポート 20251022013233863912



都市計画に関する情報のまとめ

対象地点 甲斐市大垈付近



住まいの窓口近鉄難波カウンター 本店 住まいの窓口不動産(株)

大阪府大阪市中央区難波4丁目1-15近鉄難波ビル1階(1階Regus受付) 0120-847-199

https://www.sumai77.com

【山梨県甲斐市:ミライズステージ分譲地(専属仲介事業部):第2

ユニット】

▷山梨県甲斐市2Fカウンター◁

ダイトースターレーン隣:「ハードオフ甲斐双葉店」(2階)

「都市計画レポート」のご利用について

はじめに

本規約は、アットホーム株式会社(以下、「当社」といいます。)が提供する周辺調査レポート(以下「本レポート」といいます。)の利用に関して生じるすべての関係に適用されるものとします。なお、本規約において、「利用者」とは、当社が提供するサービスである「不動産データプロ」を利用し本レポートを取得する者を指します。また、「利用者の顧客」とは、利用者より本レポート又は本レポートにかかる情報の提供を受ける者を指します。

第1条 (レポートの性質)

- 1. 本レポートは、公的機関等により公開されている情報及び国際航業株式会社(以下、「提供兼許諾者」といいます。)が提供する情報(以下、「基礎情報」といいます。)を整理し、まとめたものです。なお、基礎情報は、当社が提供兼許諾者より提供及び許諾を受けて本レポートの作成に利用するものであり、現地調査を行って作成したものではありません。よって、その性質上、内容が必ずしも的確でない場合がありますので、以下の点に注意のうえ自己の判断に基づいてご利用ください。
- ①基礎情報の整備時点及び整備縮尺の違いやメッシュ化処理による誤差等の理由により、指定地点の現況が十分に反映できていない場合があること。
- ②基礎情報には、過去に遡ってさまざまな地域で作成されたものが混在しているため、基礎情報の整備後の開発、あるいは被災等で、地形、土地条件、構造物、周辺建物等が変化している 場合があること。
- ③本レポートは、あくまでも地理・地形的な要素に基づいて作成しているため、各種施設の整備状況や行政による施策・制限など、地形以外の要因で評価の内容が変わることも考えられる こと。
- ④行政コードによる集計に関しての統計値は、提供兼許諾者が独自の按分推計処理を行っているため、他の機関等が提供するものとは異なっている場合があること。
- 2. 本レポートは、利用者又は利用者の顧客が必要とするすべての情報を含むことを意図したものではありません。
- 3. 本レポートに記載されているデータ等は、独自の情報源及び方法に基づき収集したものであり、行政機関を含む他の機関等が提供する同様のデータとは異なっている場合があります。 第2条 (著作権等)

本レポートで表示又は出力される文章、画像、プログラム等のデータ、その他すべてのコンテンツに関する著作権等の権利は、当社、提供兼許諾者又はこれらのデータ等を当社若しくは提供兼許諾者に提供する第三者(以下、「権利元」といいます。)にそれぞれ帰属しています。但し、本レポートの表紙が利用者オリジナルデザインの場合及び「ご挨拶」ページがある場合、その部分のデザイン、文章、画像等の利用者が本レポートに追加掲載した内容に関する著作権等の権利は利用者に帰属します。

第3条(引用・転載資料について)

- 1. 本レポートでは、基礎情報の提供元(提供兼許諾者及び権利元をいい、以下本条において同様とします。) の出所を明示して引用又は転載した地図及び説明資料があります。
- 2. 引用・転載資料に関しては、書面であるか電子媒体であるかを問わず、基礎情報の提供元が著作権その他のデータに関する権利を有しており、本レポートに使用することの許諾のみを 得ています。

第4条(遵守事項)

- 1. 利用者及び利用者の顧客は、次に定める行為を行ってはならないものとします。
- ①当社、提供兼許諾者及び権利元の著作権その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- ②本レポートの全部又は一部について、第三者に販売又は貸与する行為。
- ③本レポートの全部又は一部について、利用者及び利用者の顧客以外の第三者に対して公開又は公衆送信する行為。
- ④本レポートの全部又は一部について、宅地建物取引業法第三十五条の重要事項の説明等の根拠とする行為。
- ⑤本レポートに含まれる出典元の記載を改変、削除等をする行為。
- ⑥本レポートに記載されたシリアル番号を改変、削除等をする行為。
- 2. 利用者は、利用者の顧客へ本レポートにかかる情報を提供するにあたって、当社の事前の承諾なく、本レポートの内容の全部若しくは一部を翻案又は改変をしてはならないものとします (翻案又は改変の内容によっては、提供兼許諾者より許諾を得る必要が生じるため、利用者に対する承諾に時間を要する場合があります。当社に承諾を求める場合は時間に余裕をもって ご連絡ください。)。なお、承諾にあたって当社が条件若しくは制限を付した場合には、これを遵守するものとします。
- 3. 利用者は、前項に基づいて翻案又は改変をする場合であっても、本レポートに含まれる数値、地図、図表、グラフ(これらの情報の出典元を含みます。)については、いかなる翻案、 改変又は削除をも行ってはならず、また、これらの情報及び出典元の記載の近接の箇所に、本レポートに記載のシリアル番号を明示的に表示しなければならないものとします。

第5条(免責事項)

- 1. 本レポートは、情報提供のみを目的として作成したものであり、特定の不動産の売買・賃貸借及び投資の推奨、勧誘又は申込みを目的としたものではありません。また、個々の利用者又は利用者の顧客のニーズや不動産売買・賃貸借・投資の目的、財務状況等を考慮して作成しているものではありません。
- 2. 当社、提供兼許諾者及び権利元は、本レポートで提供する内容について、その有用性、有効性、正確性、信頼性、最新性、網羅性及び利用者又は利用者の顧客が本レポートを入手する 目的への合目的性をなんら保証するものではありません。
- 3. 当社は、本レポートを利用したこと、又は本レポートに依拠したことによる結果のいかなるもの(直接・間接の損失、逸失利益及び損害を含むがこれらに限られない)についても一切 責任を負わないとともに、本レポートを直接・間接的に受け取るいかなる個人・法人に対しても法的責任を負うものではありません。
- 4. 利用者又は利用者の顧客は、本レポートに記載の地点にかかる不動産の各種取引を行うにあたっては、当該不動産及び近辺にかかる現況並びに行政機関等の第三者が提供する情報を必要に応じて自ら確認したうえで取引を行うものとし、本レポートに記載の情報のみを拠り所とし、これらの確認を怠ったことにより生じた損害については、当社、提供兼許諾者及び権利元は、一切の賠償責任を負わないものとします。
- 5. 本レポートにより提供したデータ、表、グラフの表示・表現・体裁・内容等は提供後に予告なしに変更されることがあります。その場合であっても、当社及び提供兼許諾者は本レポートに含まれる情報等を更新する義務を負うものではありません。
- 6. 本レポートの表紙が利用者オリジナルデザインの場合及び「ご挨拶」ページがある場合、その部分に関するすべての掲載内容は、利用者の責任において作成、掲載されたものであり、 当社及び提供兼許諾者は内容の正確性・信頼性について、なんら保証をするものではなく、一切の責任を負わないものとします。

筆6条(進枷法及び管轄裁判所)

この利用規約に関する準拠法は日本法とし、訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則 本規約は2021年6月17日より適用します。

以上

住まいの窓口近鉄難波カウンター 本店 住まいの窓口不動産(株)

◇マンション・新築戸建て・注文住宅・中古戸建・リフォーム&リノベーションの一軒家のマイホーム購入を全力サポート致します◇売却・買取査定・相続ご売却支援お任せください◇●地下鉄各線なんば駅から徒歩約1分の「住まいの窓口近鉄難波カウンター」へ是非お気軽にお立ち寄り下さいませ!●店舗近隣の有料提携駐車場もございます!◆新型コロナウイルス感染防止対策を徹底してお客様の安全を第一にお迎えしております◆◆ZOOM(ズーム)オンライン来店【非対面・非訪問】・不動産のご相談◆◆LINEで気軽に無料相談◆(LINE公式アカウント「住まいの窓口」)・LINEアプリを開き、「友達ID検索」などの検索ボックスに、ID→ @821gfauh を入力して検索◆【不動産売却無料査定・買取無料査定】非訪問・非来店の※『売却・買取査定:ZOOM(ズーム)オンライン査定実施しております』

住所	大阪府大阪市中央区難波4丁目1-15近鉄難波ビル1階(1階Regus受付)	電話番号	0120-847-199
免許番号	大阪府知事免許(1)第62357号	所属団体	(一社)大阪府宅地建物取引業協会
保証協会	(公社)全国宅地建物取引業保証協会		

担当者からのご挨拶



住まいの窓口 近鉄難波カウンター【大阪なんば本社】

代表取締役CEO 保坂 仁

- ◇新築戸建て・注文住宅・中古戸建・中古マンション・リフォーム&リノベーションの一軒家&マンションのマイホーム購入を全力サポート致します!
- ◇売却・買取査定・相続ご売却支援お任せください◇
- ●地下鉄各線なんば駅から徒歩約1分の「住まいの窓口近鉄難波カウンター」へ是非お気軽にお立ち寄り下さいませて
- ●店舗近隣の有料提携駐車場もございます!
- ◆新型コロナウイルス感染防止対策を徹底してお客様の安全を第一にお迎えしております◆
- ◆ZOOM(ズーム)オンライン来店【非対面・非訪問】・不動産お住まい探しのご相談◆
- ◆LINEで気軽に無料相談◆(LINE公式アカウント「住まいの窓口」)
- ◆【不動産売却無料査定・買取無料査定】非訪問・非来店の※『売却・買取査定: ZOOM (ズーム) オンライン査定実施しております』

皆様のご来店を心よりお待ち致しております!

都市計画に関する情報のまとめ

1 区域区分 非線引き都市計画区域 ····P1

月途地域 用途地域の指定はありません。 建ペい率-%/容積率-% …P2

3 地域·地区·街区 ···P3~14

1 特別用途地区 6 風致地区 11 特定用途制限地域

2 高度地区 7 地区計画 12 特定防災街区整備地区

3 高度利用地区 8 都市再生特別地区 13 特定用途誘導地区

4 防火地域 9 高層住居誘導地区

5 準防火地域 10 特例容積率適用地区

各項番の前に○が付くものが指定されている計画です。非公開の情報は反映されません。詳細は各ページをご確認下さい。

4 都市計画施設 (道路、広場・公園・緑地・墓園)

...P15

1 道路 調査地点から半径200m以内に都市計画道路の指定はありません。

2 施設 調査地点から半径200m以内に都市計画施設の指定はありません。

5 土地区画整理事業

土地区画整理事業の指定はありません。

...P16

6 その他 法令に基づく制限

…P17**~**19

- 1 歴史的風土保存区域、歴史的風土特別保存地区
- 2 緑化地域
- 3 立地適正化計画 立地適正化計画区域の指定はありません。

各項番の前にOが付くものが指定されている計画です。非公開の情報は反映されません。詳細は各ページをご確認下さい。

【注意事項】

- ,注思事項』 1、宅地建物取引業法第三十五条の重要事項の説明等の根拠としないでください。
- 2、地区・地域の範囲は、概ねの位置を示すものであり実際と異なる場合があります。
- 3、地方公共団体がGISデータを保有していない、あるいは、公表できないといった理由から、都市計画決定があっても本サービスに掲載されていないデータがあります。
- 4、最新のものではないことがあります。最新の正確な情報が必要な場合は、各地方公共団体の担当課までお問い合わせください。
- 5、指定地点を判定しているため、実際に調査する土地が2つ以上の異なる地域地区にまたがる場合の判定はできません。
- 6、利用者が掲載データを用いて行う一切の行為及び、掲載データの利用によって発生した直接または間接の損失、損害等について、何ら責任を負うものではありません。

区域区分の結果を示します。



凡例

- □ 都市計画区域 □市街化区域 □市街化調整区域 □準都市計画区域 ■非公開
- ※非線引き都市計画区域:都市計画区域内で、市街化区域や市街化調整区域の区分がされていない区域 ※都市計画区域外:都市計画区域に指定されていない区域

非線引き都市計画区域

※詳細については、必ず各地方公共団体の担当課へお問い合わせください。

■「都市計画区域」とは

人や物の動き、都市の発展を見通し、地形などからみて、一体の都市として捉える必要がある区域です。都市計画では、無秩 序にまちが広がらないように、一定のルールに基づいて建物の建築や開発行為などを制限しています。(都市計画法第5条)

既に市街地を形成している区域または、概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域です。この区域内での建築 や開発は一定の基準を満たせば可能です。

■「市街化調整区域」とは

市街化を抑制すべき区域です。この区域内ので建築や開発行為は原則として禁止され、都道府県又は市の許可をうけた場合に のみ可能となります。

■「非線引き都市計画区域」とは

市街化区域と市街化調整区域の区分が設定されていない都市計画区域です。この区域内では市街化調整区域のような厳しい開 発規制はかかりません。(都市計画法第7条)

■「都市計画区域外」とは

都市計画区域に指定されていない区域です。原則的には、開発規制や建物の用途規制などはかかりません。(都市計画法第5条)

■「進都市計画区域」とは

高速道路のインター周辺や幹線道路の沿道を中心に大規模な開発、建設などにより、無秩序な土地の利用や良好な景観の喪失 とならないよう、土地の使われ方を決めるために必要な都市計画を定めるための区域です。特定の用途の建築物などの建築が 制限されます。(都市計画法第5条の2)

(引用: 国土交通省 北海道開発局「知っておきたい土地の話」[https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/tosijyu/ud49g70000008q1m.html])

- 1、宅地建物取引業法第三十五条の重要事項の説明等の根拠としないでください。
- 2、地区・地域の範囲は、概ねの位置を示すものであり実際と異なる場合があります。
- 3、地方公共団体がGISデータを保有していない、あるいは、公表できないといった理由から、都市計画決定があっても本サービスに掲載されていないデータがあります。
- 4、最新のものではないことがあります。最新の正確な情報が必要な場合は、各地方公共団体の担当課までお問い合わせください。
- 5、指定地点を判定しているため、実際に調査する土地が2つ以上の異なる地域地区にまたがる場合の判定はできません。
- 6、利用者が掲載データを用いて行う一切の行為及び、掲載データの利用によって発生した直接または間接の損失、損害等について、何ら責任を負うものではありません。

<出典> 都市計画決定GISデータ(2023) / 国際航業(株)

※「都市計画決定GISデータ/国土交通省」を元に、国際航業(株)が編集・加工した情報です。

一般財団法人 土地総合研究所

用途地域の結果を示します。



用途地域の指定はありません。 建ぺい率-%/容積率-%

※詳細については、必ず各地方公共団体の担当課へお問い合わせください。

用途地域の指定はありません。

原則として、建物の用途の規制はありませんが、10,000㎡超の店舗、カラオケボックス、麻雀屋、パチンコ屋、勝馬投票券売所、場外車券場、劇場、映画館、演芸場、観覧上、ナイトクラブ等は建てられません。(引用:国交省:建築基準法(集団規定)(URL:https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001854167.pdf)

■「用途地域」とは、

都市における住居、商業、工業といった土地利用は、似たようなものが集まっていると、それぞれにあった環境が守られ、効率的な活動を行うことができます。しかし、種類の異なる土地利用が混じっていると、互いの生活環境や業務の利便が悪くなります。そこで、都市計画では都市を住宅地、商業地、工業地などいくつかの種類に区分し、これを「用途地域」として定めています。

■「建ペい率」「容積率」とは、

建ぺい率は、敷地の中で建物を建てられる割合を示しています。例えば、建ぺい率が60%であれば、建物が建っている部分は敷地面積の60%であることになります。容積率は、建物の床面積の敷地面積に対する割合を示しています。例えば、容積率が200%であれば、建物の床面積が、敷地面積の2倍であることになります。なお、建ぺい率や容積率は、用途地域に応じて上限が定められています。

(引用:国土交通省「みらいに向けたまちづくりのために」[https://www.mlit.go.jp/common/000234476.pdf])

【注意事項】

- 1、宅地建物取引業法第三十五条の重要事項の説明等の根拠としないでください。
- 2、地区・地域の範囲は、概ねの位置を示すものであり実際と異なる場合があります。
- 3、地方公共団体がGISデータを保有していない、あるいは、公表できないといった理由から、都市計画決定があっても本サービスに掲載されていないデータがあります。
- 4、最新のものではないことがあります。最新の正確な情報が必要な場合は、各地方公共団体の担当課までお問い合わせください。
- 5、指定地点を判定しているため、実際に調査する土地が2つ以上の異なる地域地区にまたがる場合の判定はできません。
- 6、利用者が掲載データを用いて行う一切の行為及び、掲載データの利用によって発生した直接または間接の損失、損害等について、何ら責任を負うものではありません。

<出典> 都市計画決定GISデータ(2023) / 国際航業(株)

※「都市計画決定GISデータ/国土交通省」を元に、国際航業(株)が編集・加工した情報です。

特別用途地区の結果を示します。



特別用途地区の指定はありません。

※詳細については、必ず各地方公共団体の担当課へお問い合わせください。

特別用途地区の指定はありません。

■特別用途地区とは

特別用途地区は、用途地域を補完する地域地区で、地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護など、 特別の目的の実現を図るために指定します。特別用途地区内では、条例を定めることで、用途地域による全国一 律的な用途の制限を修正するものです。市町村(一部例外的に都道府県の場合もあります)が、地域の特性に応 じて、用途地域による用途制限の強化または緩和を定めることができます。

(引用:国土交通省「みらいに向けたまちづくりのために」[https://www.mlit.go.jp/common/000234476.pdf])

【注意事項】

- 1、宅地建物取引業法第三十五条の重要事項の説明等の根拠としないでください。
- 2、地区・地域の範囲は、概ねの位置を示すものであり実際と異なる場合があります。
- 3、地方公共団体がGISデータを保有していない、あるいは、公表できないといった理由から、都市計画決定があっても本サービスに掲載されていないデータがあります。
- 4、最新のものではないことがあります。最新の正確な情報が必要な場合は、各地方公共団体の担当課までお問い合わせください。
- 5、指定地点を判定しているため、実際に調査する土地が2つ以上の異なる地域地区にまたがる場合の判定はできません。
- 6、利用者が掲載データを用いて行う一切の行為及び、掲載データの利用によって発生した直接または間接の損失、損害等について、何ら責任を負うものではありません。

<出典> 都市計画決定GISデータ(2023) / 国際航業(株)

※「都市計画決定GISデータ/国土交通省」を元に、国際航業(株)が編集・加工した情報です。

高度地区の結果を示します。



凡例 □高度地区 ■非公開

高度地区の指定はありません。

※詳細については、必ず各地方公共団体の担当課へお問い合わせください。

■高度地区とは

用途地域内において市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める地区です。この地区内で建築物を建築する場合には、高度地区に定めてある高さの最高限度の数値 又は最低限度の数値を守る必要があります。(都市計画法 第9条 第18項)

■建築の制限

この地区内で建築物を建築する場合には、高度地区に定めてある高さの最高限度の数値又は最低限度の数値を守る必要があります。ただし、その例外として、都市計画において建築物の高さの最高限度が定められていても、再生可能エネルギー源の利用に資する設備の設置のため必要な屋根に設置する一定の部分については、特定調整庁の許可をうければ、その高さの最高限度を超えて建てることができます。(都市計画法 第9条 第18項、建築基準法第58条)

【注意事項】

- 1、宅地建物取引業法第三十五条の重要事項の説明等の根拠としないでください。
- 2、地区・地域の範囲は、概ねの位置を示すものであり実際と異なる場合があります。
- 3、地方公共団体がGISデータを保有していない、あるいは、公表できないといった理由から、都市計画決定があっても本サービスに掲載されていないデータがあります。
- 4、最新のものではないことがあります。最新の正確な情報が必要な場合は、各地方公共団体の担当課までお問い合わせください。
- 5、指定地点を判定しているため、実際に調査する土地が2つ以上の異なる地域地区にまたがる場合の判定はできません。
- 6、利用者が掲載データを用いて行う一切の行為及び、掲載データの利用によって発生した直接または間接の損失、損害等について、何ら責任を負うものではありません。

<出典> 都市計画決定GISデータ(2023) / 国際航業(株)

※「都市計画決定GISデータ/国土交通省」を元に、国際航業(株)が編集・加工した情報です。

高度利用地区の結果を示します。



凡例 □高度利用地区 ■非公開

高度利用地区の指定はありません。

※詳細については、必ず各地方公共団体の担当課へお問い合わせください。

■高度利用地区とは

市街地再開発事業を実施する地区において、容積率等を緩和するために定める地区です。(都市計画法 第9条 第19項)

■建築の制限

この地区内で建築物を建築する場合には、高度利用地区の都市計画に定めている容積率の最高限度、最低限度の数値、建ペい率の最高限度の数値、敷地面積の最低限度の数値、壁面の位置を守る必要があります。(都市計画法 第9条 第19項、建築基準法第59条)

【注意事項】

- 1、宅地建物取引業法第三十五条の重要事項の説明等の根拠としないでください。
- 2、地区・地域の範囲は、概ねの位置を示すものであり実際と異なる場合があります。
- 3、地方公共団体がGISデータを保有していない、あるいは、公表できないといった理由から、都市計画決定があっても本サービスに掲載されていないデータがあります。
- 4、最新のものではないことがあります。最新の正確な情報が必要な場合は、各地方公共団体の担当課までお問い合わせください。
- 5、指定地点を判定しているため、実際に調査する土地が2つ以上の異なる地域地区にまたがる場合の判定はできません。
- 6、利用者が掲載データを用いて行う一切の行為及び、掲載データの利用によって発生した直接または間接の損失、損害等について、何ら責任を負うものではありません。

<出典> 都市計画決定GISデータ(2023) / 国際航業(株)

※「都市計画決定GISデータ/国土交通省」を元に、国際航業(株)が編集・加工した情報です。

防火・準防火地域の結果を示します。



凡例 □防火地域 □準防火地域 ■非公開

防火・準防火の指定はありません。

※詳細については、必ず各地方公共団体の担当課へお問い合わせください。

■防火地域又は準防火地域とは

市街地における火災の危険を防除するため定める地域です。 (引用:都市計画法 第9条 第21項) この地区内で 建築物を建築する場合には、建築基準法に定めている耐火性能を満たした構造にする必要があります。

■建築の制限

防火地域・準防火地域で求められる耐火性能は、階数と床面積によって異なり、階数が高いほど、また、床面積が大きいほど、厳しい耐火性能を求められます。耐火性能が高い順に、耐火建築物、準耐火建築物となります。 かなり複雑な規制なので、必要な場合には建築士に問い合わせてください。

【注意事項】

- 1、宅地建物取引業法第三十五条の重要事項の説明等の根拠としないでください。
- 2、地区・地域の範囲は、概ねの位置を示すものであり実際と異なる場合があります。
- 3、地方公共団体がGISデータを保有していない、あるいは、公表できないといった理由から、都市計画決定があっても本サービスに掲載されていないデータがあります。
- 4、最新のものではないことがあります。最新の正確な情報が必要な場合は、各地方公共団体の担当課までお問い合わせください。
- 5、指定地点を判定しているため、実際に調査する土地が2つ以上の異なる地域地区にまたがる場合の判定はできません。
- 6、利用者が掲載データを用いて行う一切の行為及び、掲載データの利用によって発生した直接または間接の損失、損害等について、何ら責任を負うものではありません。

<出典> 都市計画決定GISデータ(2023) / 国際航業(株)

※「都市計画決定GISデータ/国土交通省」を元に、国際航業(株)が編集・加工した情報です。

風致地区の結果を示します。



凡例 □風致地区 ■非公開

風致地区の指定はありません。

※詳細については、必ず各地方公共団体の担当課へお問い合わせください。

■風致地区とは

都市の風致を維持するため定める地区です。風致地区内における建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為については、政令で定める基準に従い、地方公共団体の条例で、都市の風致を維持するため必要な規制をすることができる地区です。この地区内で建築物の建築又は開発行為をする場合には、地方公共団体で定めた条例に従って行う必要があります。(都市計画法 第9条22項 第58条)

■建築、宅地造成等の許可

風致地区内においては、次に掲げる行為は、あらかじめ、下記①又は②の許可を受けなければなりません。

- ①面積が十ヘクタール以上の風致地区:都道府県知事
- ②その他の風致地区:市町村の長
 - 一、建築物の建築その他工作物の建設 二、建築物その他の工作物の色彩の変更
 - 三、宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更四、水面の埋立て又は干拓
 - 五、木竹の伐採 六、土石の類の採取 七、屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積
- 八、前各号に掲げるもののほか、都市の風致の維持に影響を及ぼすおそれのあるものとして条例で定める行為 (風致地区内における建築などの規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令(昭和44年政令第317号)第3条)

【注意事項】

- 1、宅地建物取引業法第三十五条の重要事項の説明等の根拠としないでください。
- 2、地区・地域の範囲は、概ねの位置を示すものであり実際と異なる場合があります。
- 3、地方公共団体がGISデータを保有していない、あるいは、公表できないといった理由から、都市計画決定があっても本サービスに掲載されていないデータがあります。
- 4、最新のものではないことがあります。最新の正確な情報が必要な場合は、各地方公共団体の担当課までお問い合わせください。
- 5、指定地点を判定しているため、実際に調査する土地が2つ以上の異なる地域地区にまたがる場合の判定はできません。
- 6、利用者が掲載データを用いて行う一切の行為及び、掲載データの利用によって発生した直接または間接の損失、損害等について、何ら責任を負うものではありません。

<出典> 都市計画決定GISデータ(2023) / 国際航業(株)

※「都市計画決定GISデータ/国土交通省」を元に、国際航業(株)が編集・加工した情報です。

地区計画の結果を示します。



凡例 □地区計画 ■非公開

地区計画の指定はありません。

※詳細については、必ず各地方公共団体の担当課へお問い合わせください。

■地区計画とは

それぞれの地区の特性に応じて、良好な都市環境の形成を図るために必要となる詳細な内容を市町村が定める、「地区計画レベルの都市計画」です。地区計画は、地区の目標、将来像を示す「地区計画の方針」と、生活道路の配置、建築物の建て方のルールなどを具体的に定める「地区整備計画」とからなり、住民などの意見を反映して、街並みなどその地区独自のまちづくりのルールを、きめ細かく定めるものです。

(引用:国土交通省「みらいに向けたまちづくりのために」[https://www.mlit.go.jp/common/000234476.pdf])

■建築の届出と制限

地区計画の区域内において、下記①②を行おうとする者は、当該行為に着手する日の30日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。

- ①土地の区画形質の変更
- ②建築物の建築その他政令で定める行為

地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められるとともに市町村条例が制定されている場合には、地区計画に 定められた建築物に関する内容に従って建築をしなければいけません。

【注意事項】

- 1、宅地建物取引業法第三十五条の重要事項の説明等の根拠としないでください。
- 2、地区・地域の範囲は、概ねの位置を示すものであり実際と異なる場合があります。
- 3、地方公共団体がGISデータを保有していない、あるいは、公表できないといった理由から、都市計画決定があっても本サービスに掲載されていないデータがあります。
- 4、最新のものではないことがあります。最新の正確な情報が必要な場合は、各地方公共団体の担当課までお問い合わせください。
- 5、指定地点を判定しているため、実際に調査する土地が2つ以上の異なる地域地区にまたがる場合の判定はできません。
- 6、利用者が掲載データを用いて行う一切の行為及び、掲載データの利用によって発生した直接または間接の損失、損害等について、何ら責任を負うものではありません。

<出典> 都市計画決定GISデータ(2023) / 国際航業(株)

※「都市計画決定GISデータ/国土交通省」を元に、国際航業(株)が編集・加工した情報です。

都市再生特別地区の結果を示します。



凡例 □都市再生特別地区 ■非公開

都市再生特別地区の指定はありません。

※詳細については、必ず各地方公共団体の担当課へお問い合わせください。

■都市再生特別地区とは、

都市再生を進めるべき地域として政府が定めた都市再生緊急整備地域のうち、都市の再生に貢献し、土地の合理的かつ健全な高度利用を図る特別の用途、容積、高さ、配列等の建築物の建築を誘導する必要があると認められる区域について、都市計画に定めることができる地区です。大都市の都心部で高度利用を実現する事業に対して定められます。(都市再生特別法 第36条、建築基準法第60条の2)

■建築の制限の緩和

都市再生特別地区においては、以下①~⑥の事項を従前の用途地域等に基づく規制にとらわれずに定めることができます。

- ①誘導すべき用途(用途規制の特例が必要な場合のみ) ②容積率の最高限度(400%以上)及び最低限度
- ③建ぺい率の最高限度 ④建築面積の最低限度 ⑤高さの最高限度 ⑥壁面の位置の制限
- これにより、以下①から⑤の用途地域等による規制が適用除外となります。
 - ①用途地域及び特別用途地域による用途制限 ②用途地域による容積率制限 ③斜線制限
 - ④高度地区による高さ制限 ⑤日影規制

(引用:国土交通省「都市再生特別地区 制度の内容」[https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/seido/kisei/60-2toshisaisei.html])

【注意事項】

- 1、宅地建物取引業法第三十五条の重要事項の説明等の根拠としないでください。
- 2、地区・地域の範囲は、概ねの位置を示すものであり実際と異なる場合があります。
- 3、地方公共団体がGISデータを保有していない、あるいは、公表できないといった理由から、都市計画決定があっても本サービスに掲載されていないデータがあります。
- 4、最新のものではないことがあります。最新の正確な情報が必要な場合は、各地方公共団体の担当課までお問い合わせください。
- 5、指定地点を判定しているため、実際に調査する土地が2つ以上の異なる地域地区にまたがる場合の判定はできません。
- 6、利用者が掲載データを用いて行う一切の行為及び、掲載データの利用によって発生した直接または間接の損失、損害等について、何ら責任を負うものではありません。

<出典> 都市計画決定GISデータ(2023) / 国際航業(株)

※「都市計画決定GISデータ/国土交通省」を元に、国際航業(株)が編集・加工した情報です。

高層住居誘導地区の結果を示します。



凡例 □高層住居誘導地区 ■非公開

高層住居誘導地区の指定はありません。

※詳細については、必ず各地方公共団体の担当課へお問い合わせください。

■高層住居誘導地区とは、

住居と住居以外の用途とを適正に配分し、利便性の高い高層住宅の建設を誘導するため、第一種住居地域など住宅と商業等の混在系の用途地域において、容積率が400%又は500%と定められたものの内において、建築物の容積率の最高限度、建築物の建ペい率の最高限度及び建築物の敷地面積の最低限度を定める地区です。これによって用途地域で規定されている容積率、建ペい率が高層住居誘導地区で定めた内容まで緩和されます。(引用:都市計画法 第9条 第17項)

■建築の制限の緩和

都市における居住機能の適正な配置を図るため、高層住宅の建設を誘導すべき地区を都市計画に位置づけ、下記①②を緩和、下記③を適用除外します。

①容積率制限 ②斜線制限 ③日影規制

対象地域は第1種住居地域、第二種住居地域、準住居地地域、近隣商業地域又は準工業地域等の混在系の用途地域で、400%又は500%の容積率が指定されている地域内に指定されます。

(引用:国土交通省「高層住居誘導地区 制度の内容」[https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/seido/kisei/57-5koso.html])

【注意事項】

- 1、宅地建物取引業法第三十五条の重要事項の説明等の根拠としないでください。
- 2、地区・地域の範囲は、概ねの位置を示すものであり実際と異なる場合があります。
- 3、地方公共団体がGISデータを保有していない、あるいは、公表できないといった理由から、都市計画決定があっても本サービスに掲載されていないデータがあります。
- 4、最新のものではないことがあります。最新の正確な情報が必要な場合は、各地方公共団体の担当課までお問い合わせください。
- 5、指定地点を判定しているため、実際に調査する土地が2つ以上の異なる地域地区にまたがる場合の判定はできません。
- 6、利用者が掲載データを用いて行う一切の行為及び、掲載データの利用によって発生した直接または間接の損失、損害等について、何ら責任を負うものではありません。

<出典> 都市計画決定GISデータ(2023) / 国際航業(株)

※「都市計画決定GISデータ/国土交通省」を元に、国際航業(株)が編集・加工した情報です。

特例容積率適用地区の結果を示します。



凡例 □特例容積率適用地区 ■非公開

特例容積率適用地区の指定はありません。

※詳細については、必ず各地方公共団体の担当課へお問い合わせください。

■特例容積率適用地区とは、

歴史的建築物等を保全しながら地区全体で高度利用を進めるため、下記の①から④以外の用途地域において、未利用の容積率を、適正な配置及び規模の公共施設を備えた土地の区域内において、他の敷地に移転することができる地区です。

- ①第1種低層住居専用地域
- ②第2種低層住居専用地域
- ③田園住居地域
- ④工業専用地域
- (引用:都市計画法 第9条 第16項、建築基準法第57条の2、第57条の4)

【注意事項】

- 1、宅地建物取引業法第三十五条の重要事項の説明等の根拠としないでください。
- 2、地区・地域の範囲は、概ねの位置を示すものであり実際と異なる場合があります。
- 3、地方公共団体がGISデータを保有していない、あるいは、公表できないといった理由から、都市計画決定があっても本サービスに掲載されていないデータがあります。
- 4、最新のものではないことがあります。最新の正確な情報が必要な場合は、各地方公共団体の担当課までお問い合わせください。
- 5、指定地点を判定しているため、実際に調査する土地が2つ以上の異なる地域地区にまたがる場合の判定はできません。
- 6、利用者が掲載データを用いて行う一切の行為及び、掲載データの利用によって発生した直接または間接の損失、損害等について、何ら責任を負うものではありません。

<出典> 都市計画決定GISデータ(2023) / 国際航業(株)

※「都市計画決定GISデータ/国土交通省」を元に、国際航業(株)が編集・加工した情報です。

特定用途制限地域の結果を示します。



凡例 □特定用途制限地域 ■非公開

特定用途制限地域の指定はありません。

※詳細については、必ず各地方公共団体の担当課へお問い合わせください。

■特定用途制限地域とは、

都市計画区域のうちで用途地域が定められていない区域(ただし、市街化調整区域を除く。)では原則として建築物の用途は制限されないのですが、特別に、良好な環境の形成又は保持のため当該地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき特定の建築物等の用途の概要を定める地域です。(都市計画法 第9条第15項)

■建築の制限

特定用途制限地域内における建築物の用途の制限は、当該特定用途制限地域に関する都市計画に即し、政令で定める基準に従い、地方公共団体の条例で定めています。(引用:建築基準法49条の2)

【注意事項】

- 1、宅地建物取引業法第三十五条の重要事項の説明等の根拠としないでください。
- 2、地区・地域の範囲は、概ねの位置を示すものであり実際と異なる場合があります。
- 3、地方公共団体がGISデータを保有していない、あるいは、公表できないといった理由から、都市計画決定があっても本サービスに掲載されていないデータがあります。
- 4、最新のものではないことがあります。最新の正確な情報が必要な場合は、各地方公共団体の担当課までお問い合わせください。
- 5、指定地点を判定しているため、実際に調査する土地が2つ以上の異なる地域地区にまたがる場合の判定はできません。
- 6、利用者が掲載データを用いて行う一切の行為及び、掲載データの利用によって発生した直接または間接の損失、損害等について、何ら責任を負うものではありません。

<出典> 都市計画決定GISデータ(2023) / 国際航業(株)

※「都市計画決定GISデータ/国土交通省」を元に、国際航業(株)が編集・加工した情報です。

特定防災街区整備地区の結果を示します。



凡例 ☑ 特定防災街区整備地区 ■非公開

特定防災街区整備地区の指定はありません。

※詳細については、必ず各地方公共団体の担当課へお問い合わせください。

■特定防災街区整備地区とは

密集市街地内の土地の区域のうち、防火地域、準防火地域のうち、道路などの防災都市計画施設と一体的に防災機能を確保する地区に定めます。その際には、都市計画事項として、以下の項目を定めます。

- ①敷地面積の最低限度
- ②壁面の位置の制限
- ③道路などの防災都市計画施設に対する間口率と高さの最低限度
- (密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 第31条第1項)

■建築の制限

特定防災街区整備地区内にある建築物は、耐火建築物等又は準耐火建築物等としなければなりません。また、都市計画に定められた敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、間口率、高さの最低限度に従って建築物を建築しなければいけません。(建築基準法 第67条 第1項)

【注意事項】

- 1、宅地建物取引業法第三十五条の重要事項の説明等の根拠としないでください。
- 2、地区・地域の範囲は、概ねの位置を示すものであり実際と異なる場合があります。
- 3、地方公共団体がGISデータを保有していない、あるいは、公表できないといった理由から、都市計画決定があっても本サービスに掲載されていないデータがあります。
- 4、最新のものではないことがあります。最新の正確な情報が必要な場合は、各地方公共団体の担当課までお問い合わせください。
- 5、指定地点を判定しているため、実際に調査する土地が2つ以上の異なる地域地区にまたがる場合の判定はできません。
- 6、利用者が掲載データを用いて行う一切の行為及び、掲載データの利用によって発生した直接または間接の損失、損害等について、何ら責任を負うものではありません。

<出典> 都市計画決定GISデータ(2023) / 国際航業(株)

※「都市計画決定GISデータ/国土交通省」を元に、国際航業(株)が編集・加工した情報です。

特定用途誘導地区の結果を示します。



凡例 ⊞特定用途誘導地区 ■非公開

特定用途誘導地区の指定はありません。

※詳細については、必ず各地方公共団体の担当課へお問い合わせください。

■特定用途誘導地区とは、

立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域において、誘導施設(※)を誘導するために用途地域に定めれた容積率、用途規制を緩和する区域です。(都市再生特別措置法 第109条)

※誘導施設 (特定用途誘導地区において立地を誘導する施設) とは、 誘導すべき都市機能増進施設 (医療施設、福祉施設、商業施設など) です。 (都市再生特別措置法 第81条 第1項・第2項3号)

■建築の制限の緩和

特定用途誘導地区に関する都市計画に定める事項は以下の項目です。

- ①その全部又は一部を誘導すべき用途に供する建築物の容積率の最高限度
- ②建築物等の誘導すべき用途
- ③建築物の高さの最高限度(市街地の環境を確保するために必要な場合のみ)
- 以上の項目を定めた場合、容積率や用途規制が緩和されます。
- 例) 容積率200%のところを病院に限定して400%にするなど

(引用:国土交通省「特定用途誘導地区」[URL:https://www.mlit.go.jp/common/001049770.pdf])

【注意事項】

- 1、宅地建物取引業法第三十五条の重要事項の説明等の根拠としないでください。
- 2、地区・地域の範囲は、概ねの位置を示すものであり実際と異なる場合があります。
- 3、地方公共団体がGISデータを保有していない、あるいは、公表できないといった理由から、都市計画決定があっても本サービスに掲載されていないデータがあります。
- 4、最新のものではないことがあります。最新の正確な情報が必要な場合は、各地方公共団体の担当課までお問い合わせください。
- 5、指定地点を判定しているため、実際に調査する土地が2つ以上の異なる地域地区にまたがる場合の判定はできません。
- 6、利用者が掲載データを用いて行う一切の行為及び、掲載データの利用によって発生した直接または間接の損失、損害等について、何ら責任を負うものではありません。

<出典> 都市計画決定GISデータ(2023) / 国際航業(株)

※「都市計画決定GISデータ/国土交通省」を元に、国際航業(株)が編集・加工した情報です。

都市計画道路の結果を示します。



都市計画施設の結果を示します。



凡例

- / 都市計画道路
- ✓ 広場(都市計画道路以外) □ 都市計画緑地 非公開
- □ 都市計画公園 □ 都市計画墓園

都市計画道路

調査地点から半径200m以内に都市計画道路の指定はありません。

都市計画施設

調査地点から半径200m以内に都市計画施設の指定はありません。

※詳細については、必ず各地方公共団体の担当課へお問い合わせください。

■都市計画施設とは

都市計画に定められた道路などの都市施設(生活に必要な施設で都市計画に定めることができるもの)のことです 都市計画施設の区域内では、将来の事業が円滑に実施できるよう、3階以上の恒久的な建築物が建築できないなど 、建築規制が課されます。

(引用: 国土交通省 関東地方整備局HP 都市施設 [https://www.ktr.mlit.go.jp/city_park/chiiki/city_park_chiiki00000012.html])

■建築の許可

都市計画施設の区域で建築物の建築をしようとする者は、都道府県知事等の許可を受けなければなりません。

■許可の基準

当該建築物が下記①②該当し、かつ、容易に移転、又は除却することができるものであると認められる場合に許 可がされます。

- ①階数が二以下で、かつ、地階を有しないこと。
- ②主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロツク造その他これらに類する構造であること。
- (都市計画法 第53条 第1項 第54条 第3項)

【注意事項】

- 1、宅地建物取引業法第三十五条の重要事項の説明等の根拠としないでください。
- 2、地区・地域の範囲は、概ねの位置を示すものであり実際と異なる場合があります。
- 3、地方公共団体がGISデータを保有していない、あるいは、公表できないといった理由から、都市計画決定があっても本サービスに掲載されていないデータがあります。
- 4、最新のものではないことがあります。最新の正確な情報が必要な場合は、各地方公共団体の担当課までお問い合わせください。
- 5、指定地点を判定しているため、実際に調査する土地が2つ以上の異なる地域地区にまたがる場合の判定はできません。
- 6、利用者が掲載データを用いて行う一切の行為及び、掲載データの利用によって発生した直接または間接の損失、損害等について、何ら責任を負うものではありません。

<出典> 都市計画決定GISデータ(2023) / 国際航業(株)

※「都市計画決定GISデータ/国土交通省」を元に、国際航業(株)が編集・加工した情報です。

土地区画整理事業の結果を示します。



凡例 □土地区画整理事業 ■非公開

土地区画整理事業の指定はありません。

※詳細については、必ず各地方公共団体の担当課へお問い合わせください。

■土地区画整理事業とは

土地所有者等が少しずつ土地を提供して、この土地を公園などの公共用地に充てる事業です。土地区画整理事業の都市計画が定められている地区は、将来土地区画整理事業の施行が計画されている区域です。

(引用:国土交通省「土地区画整理事業とは」[https://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi_urbanmainte_tk_000020.html])

■建築の許可

土地区画整理事業の都市計画が定まっている区域において、建築物の建築をしようとする者は、都道府県知事等の許可を受けなければなりません。(都市計画法 第53条 第1項)

■許可の基準

当該建築物が下記①②該当し、かつ、容易に移転、又は除却することができるものであると認められる場合に許可がされます。

- ①階数が二以下で、かつ、地階を有しないこと。
- ②主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロツク造その他これらに類する構造であること。

ただし、土地区画整理事業の都市計画が定まっている区域内では、上記の許可の基準にかかわらず、都道府県知事等は建築行為を不許可とすることができます。 (都市計画法 第54条 第3項、第55条)

【注意事項】

- 1、宅地建物取引業法第三十五条の重要事項の説明等の根拠としないでください。
- 2、地区・地域の範囲は、概ねの位置を示すものであり実際と異なる場合があります。
- 3、地方公共団体がGISデータを保有していない、あるいは、公表できないといった理由から、都市計画決定があっても本サービスに掲載されていないデータがあります。
- 4、最新のものではないことがあります。最新の正確な情報が必要な場合は、各地方公共団体の担当課までお問い合わせください。
- 5、指定地点を判定しているため、実際に調査する土地が2つ以上の異なる地域地区にまたがる場合の判定はできません。
- 6、利用者が掲載データを用いて行う一切の行為及び、掲載データの利用によって発生した直接または間接の損失、損害等について、何ら責任を負うものではありません。

<出典> 都市計画決定GISデータ(2023) / 国際航業(株)

※「都市計画決定GISデータ/国土交通省」を元に、国際航業(株)が編集・加工した情報です。

歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区の結果を示します。



🗾 歴史的風土特別保存地区

■ 非公開

歴史的風土保存区域の指定はありません。

※詳細については、必ず各地方公共団体の担当課へお問い合わせください。

■歴史的風土保存区域とは、

京都市、奈良市などの古都の歴史的風土を保存するために必要な土地の区域であり、その中で、特に枢要(一番大切)な区域に歴史風土特別保存地区を定めます。この歴史的風土特別保存地区では、建築物の建築、宅地の造成などついて都道府県知事の許可が必要です。

(引用:国土交通省「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(古都保存法))

■建築などの許可・届出

歴史的風土保存区域(特別保存地区を除く)では、建築物の建築、宅地の造成、木材の伐採、土石の採取、その他、歴史的風土の保存に影響を及ぼす恐れのある行為を行う場合、あらかじめ府県知事(政令市においては市長)への届出が必要となります。

歴史的風土特別保存地区内では、建築物の建築、宅地の造成、木材の伐採、土石の採取、建築物等の色彩の変更、屋外広告物の表示等について府知事の許可が必要です。

(古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第7条、第8条)

【注意事項】

- 1、宅地建物取引業法第三十五条の重要事項の説明等の根拠としないでください。
- 2、地区・地域の範囲は、概ねの位置を示すものであり実際と異なる場合があります。
- 3、地方公共団体がGISデータを保有していない、あるいは、公表できないといった理由から、都市計画決定があっても本サービスに掲載されていないデータがあります。
- 4、最新のものではないことがあります。最新の正確な情報が必要な場合は、各地方公共団体の担当課までお問い合わせください。
- 5、指定地点を判定しているため、実際に調査する土地が2つ以上の異なる地域地区にまたがる場合の判定はできません。
- 6、利用者が掲載データを用いて行う一切の行為及び、掲載データの利用によって発生した直接または間接の損失、損害等について、何ら責任を負うものではありません。

<出典> 都市計画決定GISデータ(2023) / 国際航業(株)

※「都市計画決定GISデータ/国土交通省」を元に、国際航業(株)が編集・加工した情報です。

緑化地域の結果を示します。



凡例 □ 緑化地域 ■非公開

緑化地域の指定はありません。

※詳細については、必ず各地方公共団体の担当課へお問い合わせください。

■緑化地域とは

都市計画区域内の用途地域が定められた土地の区域のうち、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域で、敷地面積あたりの緑地の率(緑化率(※))の規制がかかります。 (都市緑地法 第34条 第1項)

(※)緑化率とは、建築物の緑化施設(植栽、花壇、樹木園路、土留その他の施設など)の面積の敷地面積に対する割合の最低限度を定めるものとされています。 (都市緑地法 第34条)

■建築の制限

緑化地域内においては、一定の敷地面積以上の建築物の新築又は増築をしようとする者は、当該建築物の緑化率 を、緑化地域に関する都市計画において定められた建築物の緑化率の最低限度以上としなければなりません。 (都市緑地法 第35条)

【注意事項】

- 1、宅地建物取引業法第三十五条の重要事項の説明等の根拠としないでください。
- 2、地区・地域の範囲は、概ねの位置を示すものであり実際と異なる場合があります。
- 3、地方公共団体がGISデータを保有していない、あるいは、公表できないといった理由から、都市計画決定があっても本サービスに掲載されていないデータがあります。
- 4、最新のものではないことがあります。最新の正確な情報が必要な場合は、各地方公共団体の担当課までお問い合わせください。
- 5、指定地点を判定しているため、実際に調査する土地が2つ以上の異なる地域地区にまたがる場合の判定はできません。
- 6、利用者が掲載データを用いて行う一切の行為及び、掲載データの利用によって発生した直接または間接の損失、損害等について、何ら責任を負うものではありません。

<出典> 都市計画決定GISデータ(2023) / 国際航業(株)

※「都市計画決定GISデータ/国土交通省」を元に、国際航業(株)が編集・加工した情報です。

立地適正化計画の結果を示します。



立地適正化計画区域の指定はありません。

※詳細については、必ず各地方公共団体の担当課へお問い合わせください。

立地適正化計画の指定はありません。

- 1、宅地建物取引業法第三十五条の重要事項の説明等の根拠としないでください。
- 2、地区・地域の範囲は、概ねの位置を示すものであり実際と異なる場合があります。
 3、地方公共団体がGISデータを保有していない、あるいは、公表できないといった理由から、都市計画決定があっても本サービスに掲載されていないデータがあります。
- 4、最新のものではないことがあります。最新の正確な情報が必要な場合は、各地方公共団体の担当課までお問い合わせください。
- 5、指定地点を判定しているため、実際に調査する土地が2つ以上の異なる地域地区にまたがる場合の判定はできません。
- 6、利用者が掲載データを用いて行う一切の行為及び、掲載データの利用によって発生した直接または間接の損失、損害等について、何ら責任を負うものではありません。

<出典> 都市計画決定GISデータ(2023) / 国際航業(株)

※「都市計画決定GISデータ/国土交通省」を元に、国際航業(株)が編集・加工した情報です。

都市計画レポート

レポート提供/ アットホーム株式会社データ提供/ 」国際航業株式会社

本資料の無断転載・複製・配布を禁止します。